# (案)

# 第4期八尾市障がい者基本計画

令和3年(2021年)3月

八尾市

# 目 次

第	1	音	≣-	一面	$\omega$	概要
777	_	=		1 1991	U)	بحيلاا

1. はじめに	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 障がい者施策に関する関連法の変遷	2
(3) 計画の位置づけと計画期間	4
(4)計画策定の検討体制	7
第2章 現状と課題	
1. 前期計画の取り組み状況	9
(1)住まう	9
(2) 働く・はげむ	10
(3) 育つ・学ぶ	11
(4)遊ぶ・つきあう	12
(5) 出かける	13
(6) 健やかに生きる	14
(7) 人としての尊厳を保つ	15
2. 施策体系の再編と課題の整理	17
(1)第6次総合計画に基づく施策体系の再編	17
(2)アンケート調査及びワーキング会議等の意見による課題の整理	18
第3章 第4期障がい者基本計画	
1. 第4期計画の考え方	59
(1)第6次総合計画及び第4次地域福祉計画との関係	59
(2)基本理念 ······	60
(3)基本的な視点	61
(4) 施策の体系	62

2. 方	施策の展開	J 63
(3	分野 1〕	療育・保育・教育63
(3	分野 2〕	防犯・防災
(3	分野 3〕	保健・医療69
(3	分野 4〕	雇用・就労72
(3	分野 5〕	生活支援
(3	分野 6〕	住環境 78
(3	分野 7〕	地域交流・地域活動80
(3	分野 8〕	芸術文化・スポーツ・生涯学習等83
(3	分野 9〕	権利擁護・虐待防止 85
(3	分野10〕	理解・啓発・・・・・・・・・・・87
資料編		
1.	計画の策	定経過89
2.	八尾市障	がい者基本計画ワーキング会議の内容91
3.	障がい者	福祉専門分科会意思疎通支援検討部会報告書 94
4.	地域自立	- 支援協議会からの意見 ······ 97
5.	障がい者	「に関する統計データ99
6.	アンケー	・ト調査の実施概要・・・・・・・・103
7.	用語集…	105

# 第1章

計画の概要

## 1. はじめに

## (1) 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成20年(2008年)3月に「第3期八尾市障がい者基本計画~ふれあいプラン~(以下「前期計画」という。)を策定し、「基本的人権に基づく差別のない社会づくり」、「障がい者の主体性と自立性を尊重する社会づくり」、「共に生きる社会・インクルーシブな社会づくり」、「すべての人が住みよい社会づくり」の4つの基本理念のもと、保健、医療、福祉、教育、就労、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきました。また、平成25年(2013年)3月には、「障害者基本法」に基づく「共生社会の実現」をめざすために「前期計画」を改定しました。

その後、平成30年度(2018年度)の中核市移行を踏まえ、令和3年(2021年)から新たにスタートする「八尾市第6次総合計画~八尾新時代しあわせ成長プラン~」(以下「第6次総合計画」という。)のもとで、各分野別計画との整合性や一体化を図った総合的な施策展開を推進していくため、計画期間を3年間延長することとしました。

前期計画の期間中、国においては、平成26年(2014年)に「障害者権利条約」が批准され、平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)等が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)等が改正されました。その後、平成30年(2018年)には、「社会福祉法」が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、市町村が策定する地域福祉計画が、福祉の各分野における共通項目を定めた上位計画として位置づけられました。

このように、障がい者の尊厳を守る各種法整備がなされる中、前期計画において、障がいや障がい者理解を促進するとともに、障がい者への相談体制や関係機関との連携による施策の推進に努めてきましたが、障がい者の人権が尊重され、ともに生きともに支えあえる地域社会の実現に向け、より一層、地域社会全体に合理的な配慮が広がり、障がい者が自立し社会参加が進むよう障がい者施策を推し進めることが求められています。

また、近年、地震や豪雨被害が頻発しており、平穏な日常生活が脅かされています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式への対応が社会全体に求められており、行政だけでなく、医療機関や福祉事業所、民間企業をはじめ、市民同士のつながりによる地域福祉の推進体制の強化が必要です。

このような社会の情勢や国の動向、本市の状況を踏まえながら、各福祉分野の上位計画である「第4次八尾市地域福祉計画」(以下「第4次地域福祉計画」という。)の理念や考え方に基づき、「第4期八尾市障がい者基本計画」(以下「第4期計画」という。)では、す

べての市民がかけがえのない個人として、誰一人取り残されることなく、社会参加と自己 実現を図りながら住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、障がい者施策 を推進します。

#### (2) 障がい者施策に関する関連法の変遷

近年の障がい者施策に関する主な法改正等は以下のとおりです。

#### ●災害対策基本法の改正:平成26年(2014年)

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成を義務づけること等が規定されました。

#### ●発達障害者支援法の改正:平成28年(2016年)

発達障がい者に対するライフステージを通じた切れ目のない支援を実施すること、家族なども含めたきめ細かな支援を実施すること及び地域の身近な場所で支援が受けられるよう支援体制を構築すること等が規定されました。

#### ●障害者差別解消法の制定:平成28年(2016年)

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止」などが規定されました。

#### ●成年後見制度利用促進法の制定:平成28年(2016年)

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定めて国の責務等を明らかにし、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として施行されました。

#### ●障害者雇用促進法の改正:平成28年(2016年)、平成30年(2018年)

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務について規定されるとともに、事業主に対して、その雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化されました。

また、平成30年(2018年)には、法定雇用率の算定基準に精神障がい者が加えられることとなりました。

#### ●社会福祉法の改正:平成30年(2018年)

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行うなど、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備など、市町村における包括的な支援体制づくりに努めることなどが規定されました。また、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけることとされました。

#### ●障害者総合支援法及び児童福祉法の改正:平成30年(2018年)

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

#### ●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行:平成30年(2018年)

障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として施行されました。

#### ●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行:令和元年(2019年)

視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や市町村が果たすべき責務などを明記し、 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、 すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実 現に寄与することを目的に施行されました。

#### ●障害者雇用促進法の改正:令和2年(2020年)

国における障がい者活躍推進計画作成指針及び国・市町村における障がい者活躍推進計画の作成を義務づけること等が規定されました。

#### ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正:令和2年(2020年)

共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化することが必要となっており、公共交通機関に対するスロープ板の操作や照度の確保などのソフト基準の順守の義務づけ等が規定されました。

#### (3)計画の位置づけと計画期間

#### 〔1〕計画の位置づけと他計画との関係

障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項を根拠に策定が義務づけられており、 障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図る ための基本的な計画です。

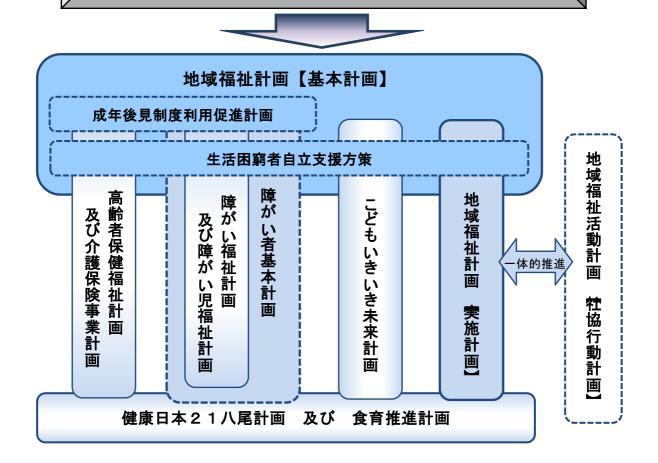
第4期計画は、国の基本計画や大阪府の計画に基づくとともに、本市のまちづくりの上位計画である第6次総合計画や各福祉分野の上位計画である第4次地域福祉計画の考え方や方向性と調和を図りつつ、地域の障がい者の状況等を踏まえ、本市における地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の量の見込みやその確保方策などを明らかにする計画です。

さらに、「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)」及び「健康日本21八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画」との調和を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。

【上位計画及び関連計画との関係図】

八尾市第6次総合計画~八尾新時代しあわせ成長プラン~ 将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」



#### 障がい者基本計画

障害者基本法に基づく計画であり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な取り組みの方向性や実施方針等を明らかにします。

#### 障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく計画であり、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活 支援事業の提供体制の確保等に関する事項を明らかにします。

#### 障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく計画であり、障がい児の通所支援をはじめ、地域での療育支援体制の確保等に関する事項を明らかにします。

#### 〔2〕計画の期間

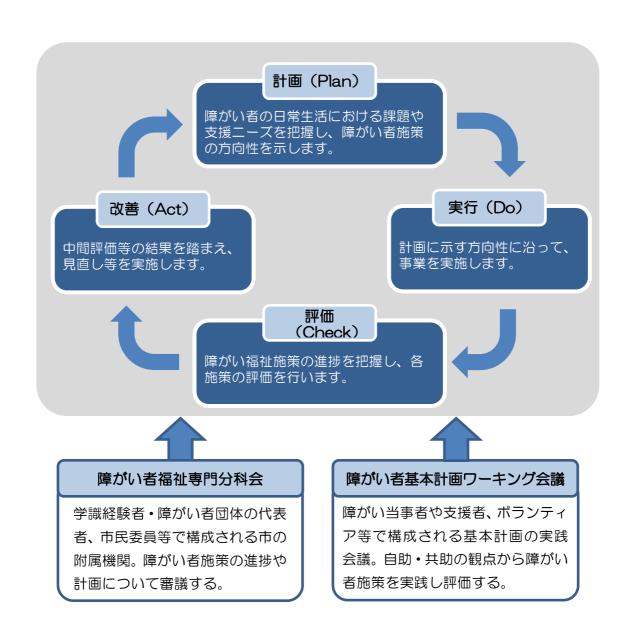
上位計画である第6次総合計画及び第4次地域福祉計画の計画期間が令和3年度 (2021年度)から令和10年度(2028年度)までの8年間であることから、これらの計画 と方向性を一にするため、本計画期間を8年間とします。

また、第6次総合計画の後期計画が令和6年度(2024年度)中に策定される予定であり、本計画においても、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等を踏まえ、令和6年度(2024年度)中に見直しを行います。

令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
第6次総合計画							
第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画							
第4期障がい者基本計画							
前期計画 後期計画							
	明障がい福祉 障がい児福		<b>)</b>	障がい福祉 障がい児福祉	,	第8期及	び第4期

#### 〔3〕計画の進捗管理

本計画は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市をはじめ障がい者基本計画ワーキング会議にて実践し、八尾市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会にて進捗管理を行います。



#### (4) 計画策定の検討体制

#### 〔1〕アンケート調査の実施

障がい者の日常生活・社会生活の実態や課題についてのニーズを把握し、第4期計画の考え方や施策につなげるための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

#### ■調査の実施概要

	市民アンケート調査	事業所アンケート調査		
<b>理本社</b> 免	八尾市在住の手帳所持者のうち、	市内障がい福祉サービス事業所に		
調査対象	3,000 人を無作為抽出	対して、268 事業所に送付		
調査方法	配布・回収ともに郵送	電子メール		
= Tax + 10 88	令和2年(2020年)1月9日から	令和2年(2020年)2月21日から		
調査期間	同年 1月31日まで	同年 3月2日まで		
回収状況	有効回答数:1,286人(42.9%)	有効回答数:164 事業所(61.2%)		

#### 〔2〕八尾市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の実施

計画の策定にあたっては、本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議を行う「八尾市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」にて協議を行いました。

また、新たに当該分科会に意思疎通支援検討部会を設置し、障がい者が地域で充実した日常生活や社会生活を送るために必要となる意思疎通支援のあり方について検討を行いました。

#### [3] 八尾市障がい者基本計画ワーキング会議の実施

障がい当事者やボランティア等から構成される「八尾市障がい者基本計画ワーキング会議」を通じて、前期計画の取り組みについて評価・検証するとともに、本計画において取り組むべき分野別施策の方向性について検討を行いました。

#### 〔4〕八尾市地域自立支援協議会の実施

本市の障がい福祉サービス事業所等で構成される「八尾市地域自立支援協議会」において、障がい者支援に関する課題等について検討を行いました。

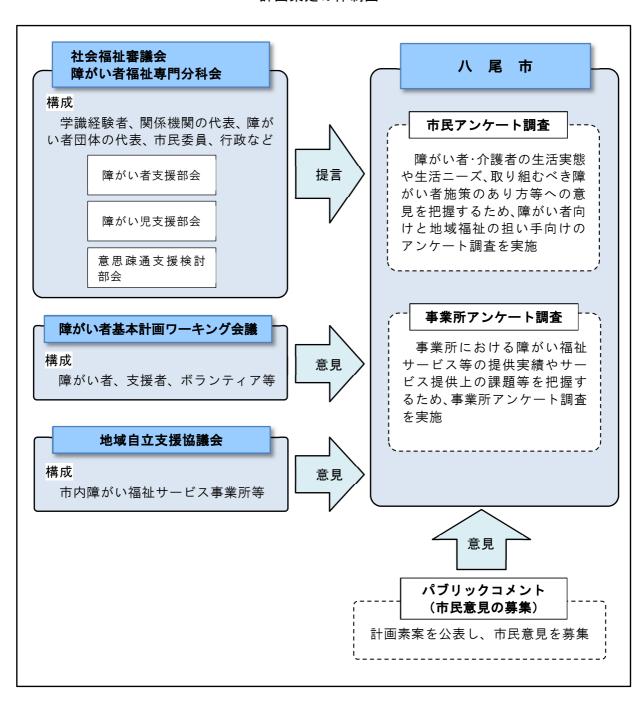
#### 〔5〕パブリックコメントの実施

本計画の素案の段階で、「市民意見提出制度」に基づき、パブリックコメントを実施し、本計画に反映しました。

#### ■パブリックコメントの実施期間

実施期間 令和2年(2020年)12月21日から令和3年(2021年)1月20日まで

#### 計画策定の体制図



# 第2章

現状と課題

## 1. 前期計画の取り組み状況

前期計画では、障がい者の生活を「住まう」、「働く・はげむ」、「育つ・学ぶ」、「遊ぶ・つきあう」、「出かける」、「健やかに生きる」、「人としての尊厳を保つ」の7の分野に分け、各分野における施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前期計画に関する分野別の基本方針の概要と施策に関する主な取り組み状況は、次のとおりです。

#### (1) 住まう

#### 【基本方針の概要】

- ●入所や入院から地域生活への移行を希望する障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、在宅生活の支援や住環境の整備等に努めます。
- ●障がい者の安心・安全な生活に向けて、防犯対策を進めるとともに、防災対策の 充実に努めます。

#### 【主な取り組み状況】

#### ①在宅生活の支援

国による各種制度の改正を踏まえ、障がい者が日常生活を送るうえで必要とする障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がいの状況に応じたサービス提供体制の充実に取り組みました。障がい者の重度化・高齢化等の進展に伴い、引き続き、地域生活の充実に向け地域全体で障がい者を支えるための体制整備を進めることが必要です。

#### ②住環境の整備と居住系サービスの確保

障がい者の地域移行の進展に伴い、グループホームなどの暮らしの場の整備については、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等を活用しながら提供体制の確保に努めました。また、住宅改造に対する補助金の活用などにより住環境のバリアフリー化を推進するほか、市営住宅については、車いす対応住宅等の整備を進めました。

#### ③障がい者防犯対策の充実

消費生活に関する啓発のための出張講座をはじめ、学校園における交通安全教室やイベントの開催などを通じ、犯罪や交通事故などを防止する啓発に取り組みました。

#### ④障がい者防災対策の充実

地震や土砂災害などの災害に備え、避難行動要支援者名簿に基づく同意者リストの 地域への提供や土砂災害警戒区域を含む山手地域の災害時要配慮者の実態把握などに より、要配慮者支援の取り組みを進めてきました。災害時の支援には、自助・共助・公 助の連携した取り組みが重要であり、今後も引き続き、身近な地域を基盤とした日常 的な見守りをはじめ、緊急時の避難誘導などにつながる体制の充実が必要です。

また、障がいの特性を踏まえた安心・安全な避難場所の整備が必要です。

#### (2)働く・はげむ

#### 【基本方針の概要】

- ●障がい者雇用の促進に努めるとともに、合理的配慮による働きやすい職場環境づくりを促進するため、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。
- ●社会参加や生きがいづくりの場として福祉的就労の場を提供するなど、広く働く場の確保を図ります。
- ●就労に必要な知識や技術習得のための訓練、職場定着支援や再チャレンジを支える取り組みを強化し、関係機関の連携による多面的かつ重層的な支援体制の確立に努めます。

#### 【主な取り組み状況】

#### ①一般就労の場の確保

「障がい者雇用の集い」を通じた企業に対する障がい者雇用への理解促進のほか、 ハローワーク等と連携し、就職面接会を開催しました。一方、障がい者雇用に理解の ある事業所は増加傾向にあるものの、法定雇用率を達成できていない事業所も多く、 継続的な障がい者雇用に関する啓発や就労機会の充実が必要です。

#### ②福祉的就労の場の充実

就労継続支援事業の実施体制の確保に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づき、市内就労支援事業所等による作業所連絡会を通じて、物品や役務の調達を推進しました。また、アンテナショップの運営を支援することで、作業所製品の販路拡大や工賃向上に取り組みました。

#### ③就労に向けた訓練等の支援

個人対応パソコン講座等の実施や、ハローワーク等が実施する各種職業訓練等の情報提供を行いました。また、就労移行支援事業の充実に努め、一般就労をめざす利用者の増加につなげてきました。さらに、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターによる就労に向けた訓練等をはじめ、八尾市立障害者総合福祉センターでは、職業上必要な技術・知識・能力を身につける講座や啓発事業を実施しました。

#### ④職場定着支援や再チャレンジを支える仕組みづくり

平成30年度(2018年度)から、就労定着支援事業が障がい福祉サービスに位置づけられ、一般就労に伴う環境変化への支援の充実を図りました。また、大阪府が実施するジョブコーチ支援制度を活用し、障がい者の職場定着支援に努めてきましたが、離職者に対する職業相談や企業開拓など再チャレンジに向けた支援の充実が求められます。

#### ⑤就労支援体制の充実

八尾・柏原障害者就業・生活支援センターでは、八尾市障がい者就労支援推進事業を通じ、就労支援事業所が企業の障がい者雇用の取り組み等について学習する機会を提供するとともに、その利用者に対し就労体験の機会を提供し、就労意欲の向上を図る取り組みを実施しました。また、同センターでは、障がい者に対する職業準備訓練や職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行ってきました。

また、地域就労支援事業では、平成30年度(2018年度)より、地域就労支援コーディネーターの配置を拡充し、障がい者を含む就労困難者等が身近に相談できる環境を整えました。

#### (3) 育つ・学ぶ

#### 【基本方針の概要】

- ●障がい児の早期療育に努めるとともに、ライフステージに応じた保育・療育・教育の分野での的確な支援を実施するため、関係機関との連携を強化します。
- ●「共に学び、共に生きる教育」を推進するとともに、一人ひとりの障がいの状況、 特性や教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進します。
- ●障がい児が必要な教育を安心して受けることができる体制を整備するとともに、 一人ひとりの将来の可能性を拓き、自らその進路を選択できるように、進路指導 の充実に努めます。

#### 【主な取り組み状況】

#### ①幼児教育・療育の充実

障がい児保育については、関係機関と連携を図りながら集団生活での保育の実施など、保護者のニーズに合わせた事業を提供しました。

また、通園療育施設においては、専門職員の充実や定員の拡充を図りました。

障がい児の相談や療育については、関係機関と連携を図りながら、八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」や児童発達支援センターにおいて、児童の発達や子育でについての相談を実施しました。また、乳幼児健康診査等をきっかけとして、障がいの早期発見・対応に努めるとともに、保健指導や育児相談などを実施し、必要に応じ、児童発達支援センター等において療育を実施しました。

発達障がい児支援センター事業では、自閉スペクトラム症と診断された発達障がいの未就学児及びその保護者を対象に、専門的な療育や家族支援を行いました。

#### ②学校教育の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する適切な指導、助言を実施するため、教職員に対する研修などの環境整備を通じて、支援体制の充実を図りました。

障がい児理解の推進については、児童・生徒間の交流やボランティア団体との交流 を図りました。

就学先の決定については、本人、保護者の教育的ニーズや意向を把握し、関係機関と連携する中で、専門的な立場からの助言を得て、本人、保護者の意向に即した就学先の決定に努めました。

#### ③進路指導の充実

進路指導については、各機関と連携し、進路情報の提供や丁寧な進路相談を実施するとともに、校内委員会や進路委員会などを学校全体で推進することで、児童・生徒及び保護者の意向に即した進路指導の充実を図りました。

#### (4) 遊ぶ・つきあう

#### 【基本方針の概要】

- ●障がい者の余暇活動として生涯学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の機会を充実します。
- ●地域での暮らしの中で障がい者同士や市民全体との交流を促進します。
- ●障がい者がさまざまな人と円滑に意思疎通が図れるように、コミュニケーションを支援するサービスの充実に努めます。

#### 【主な取り組み状況】

#### ①コミュニケーション手段の確保

意思疎通を図ることに支障のある障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話、要約筆記、点訳及び音訳の奉仕員の養成事業や手話通訳者・要約筆記者等の派遣事業を実施しました。

#### ②生涯学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の推進

八尾市立障害者総合福祉センターでは、障がい者の生きがいづくりを目的に、陶芸や絵画などの文化活動やレクリエーション活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションの教室や大会などを実施しました。また、同センターでは、パソコン、料理、茶華道、手芸など生活や職業上必要な技術に関する講座、生涯学習事業にも取り組みました。

八尾図書館では、図書の郵送サービスやボランティアの協力により朗読を録音した CDの作成サービスに加え、対面朗読・録音テープの作成、資料やパンフレットの音 訳づくりなどを行いました。

#### ③交流の促進

障がい者団体が、八尾市障がい者団体育成事業補助金を活用して実施する夏祭り等の開催により、地域住民との交流を図りました。

また、八尾市立障害者総合福祉センターにおいてスポーツ大会やレクリエーション 事業を実施し、障がい者同士の交流を促進するとともに、福祉型児童発達支援センター では、地域の交流の場として園庭開放等を実施しました。

#### ④日中活動の場の充実

障がい者がそれぞれのライフステージに応じて、身体的・精神的・社会的な適応能力を高めるため、生活介護や自立訓練、地域活動支援センター、日中一時支援事業、 放課後等デイサービスなど、介護や訓練を行うサービスを提供しました。

#### ⑤地域活動への障がい者の参加

地域福祉推進基金の活用により、イベント開催など地域活動への障がい者の参加促進に努めるとともに、障がい者団体が、八尾市障がい者団体育成事業補助金を活用して実施する啓発活動を通じて、防災訓練をはじめとした地域活動への参加の促進を図りました。また、中途失明者歩行訓練では、事故や病気で中途失明された障がい者に対して安全に歩行ができる訓練を実施しました。

さらに、社会福祉協議会のボランティアセンターでは、福祉ボランティア活動の総合拠点として事業を実施しており、ボランティア活動を通じて障がい者の地域活動の参加に努めました。

#### (5) 出かける

#### 【基本方針の概要】

- ●建築物、公共交通機関や道路等のバリアフリー化を計画的に進めます。
- ●福祉のまちづくりの観点からソフト面のバリアフリー化をめざし、障がい者が外出しやすいまちづくりについて市民の理解の促進に努めます。

#### 【主な取り組み状況】

#### ①移動手段の確保

在宅で生活している障がい者の社会参加を促進するため、必要に応じて移動支援事業を実施しました。

さらに、障がい者の社会参加の促進を目的に、タクシー利用券交付事業を通じてタクシー初乗り運賃を補助するとともに、自動車改造費補助事業を通じて、自動車の操向装置等の改造費用の一部を補助しました。

また、持続可能な公共交通制度に向けて、障がい者等の交通弱者の移動手段の利便性を高めるために、交通まちづくり懇話会等を開催しました。

#### ②建築物の整備

市有建築物については、建設及び改修時にバリアフリーの考え方に基づいた計画・ 設計を行うことで、障がい者等にとって利用しやすい公共施設となるよう努めました。

#### ③公共交通・道路・公園等の整備

鉄道駅へのエレベーター設置をはじめ、駅周辺の道路及び駅前広場など重点的・一体的に整備するための交通バリアフリー基本構想を策定し、各鉄道駅及び周辺の整備事業に取り組みました。

また、既設公園の出入り口やトイレ等のバリアフリー化について、計画的に整備しました。

#### ④福祉のまちづくりの啓発活動の充実

地域住民、商店、警察等の関係機関が、障がい者を含むボランティア団体と連携し、 近鉄八尾駅周辺において違法・迷惑駐車防止啓発パトロールを実施するほか、指導員 による啓発・指導、放置自転車の移動保管及びクリーンキャンペーン等の啓発などに よる放置自転車対策事業を実施しました。

また、不特定多数の人が利用する施設において、障がい者等が安全かつ容易に利用できるよう、大阪府の福祉のまちづくり条例に基づき審査を行うとともに、同条例の普及啓発に努めました。

#### (6) 健やかに生きる

#### 【基本方針の概要】

- ライフステージや障がいの特性に応じた保健サービスやリハビリテーションなど の医療サービスの充実を検討します。また、医療的ケアなど困難な状況を抱える 方への対応を関係機関の連携の中で検討します。
- ●精神的な疾患について、誰もが気軽に相談できる体制づくりを検討するとともに、 精神的な疾患や精神障がい、発達障がい、難病について市民の理解の促進に努め ます。

#### 【主な取り組み状況】

#### ①障がいの早期発見体制の充実

乳幼児健康診査などの事業により、発達や養育環境などの状況を把握し、支援が必要な児童の早期発見・早期介入に努めました。また、関係機関と連携し、支援が必要な児童の療育支援に取り組みました。

#### ②健康の保持・増進対策の充実

健康相談、各種がん検診及び各保険者が実施する健康診査においては、手話通訳者 を確保し、受診しやすい環境づくりに努めました。

また、依頼に応じて聴覚障がい者を対象とした健康教育を実施しました。

#### ③医療・リハビリテーションの推進

障がい者等の歯科受診を促すとともに、歯科疾患の予防講習やブラッシング指導を 行い、障がい者等の歯の健康増進に努めました。

また、重度障がい者の医療費助成制度や、身体上の障がいを軽減し日常生活を容易にするための治療の負担軽減を目的とした自立支援医療制度による助成を行いました。

#### ④こころの健康づくりの推進

精神科などの医療機関への継続的な通院により生じる医療費の負担軽減を図りました。 た。

また、保健所や障がい福祉課の窓口等で、精神的な疾患や精神障がい者に関する相談を実施しました。

## (7) 人としての尊厳を保つ

#### 【基本方針の概要】

- ●障がい者の人権や障がいに対する教育・啓発活動、障がい者虐待防止対策などを 推進します。
- ●多岐にわたる障がい者の各種制度やサービスの円滑な利用を進めるための情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ●障がい種別や施策分野別に応じた専門的な相談窓口を充実するとともに、障がい者が気軽に相談でき、必要な支援に結びつきやすい相談支援体制の充実に努めます。
- ●主要な施策の実施段階で市民の主体的な参加を進め、ともに生き、ともに支えあう社会の実現をめざします。

#### 【主な取り組み状況】

#### ①情報提供の充実

コミュニティFM放送をはじめ、点字による広報や声の市政だより、音声対応可能 な市ホームページ等を通じ、各種制度やサービス等に関する情報を提供しました。

#### ②相談体制・窓口の充実

基幹相談支援センターを中心に、障がい者や障がい児の保護者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行いました。

また、地域自立支援協議会では、関係機関等との連携を強化し、障がい者支援にかかる課題の共有や支援体制の充実に向けた協議を行いました。

今後、障がい者の重度化・高齢化、親なきあと等を踏まえ、緊急時の相談体制の構築のほか、相談支援事業所をはじめとした関係機関との連携強化を図ることが必要です。

#### ③権利擁護システムの充実

成年後見制度については、基幹相談支援センターにおいて、配偶者及び2親等内の 親族がいない方について後見開始等の審判申立を行うとともに、本人に資力がない場合は、後見人に対する報酬の助成を行いました。

また、社会福祉協議会において、知的障がい等により判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用に関する援助を行う日常生活自立支援事業を実施するとともに、基幹相談支援センターや高齢者あんしんセンターなどの関係機関と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めるとともに、市民後見人の養成や活動支援をを行いました。

#### ④障がい者虐待防止対策の充実

基幹相談支援センターを中心に障がい者虐待防止センターをはじめ、関係機関と連携し、障がい者の虐待防止に取り組みました。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報等については、今後も広く市民に周知を図ることが必要となります。

#### ⑤障がい者の人権や障がいに対する教育・啓発活動の充実

障がいに関する広報啓発活動については、市政だよりやホームページへの掲載のほか、コミュニティFM放送などを通じ、障がいや障がい者に対する理解啓発に取り組みました。さらに、障がい者フォーラムをはじめ、障がい者理解啓発シンポジウムなどの啓発事業に取り組みました。

また、障害者差別解消法については、障がい当事者やその支援者だけでなく、社会全体に法の趣旨や合理的配慮の考え方が深まるよう理解啓発に取り組みました。

#### ⑥行政への障がい者の参加

障がい者やその支援者、ボランティア等からなる障がい者基本計画ワーキング会議 にて、障がい者基本計画に掲げる施策の実践や評価に取り組みました。

平成14年度(2002年度)に発足した当ワーキング会議にて、毎年、活動テーマを設定し、メンバー自らが施策の実践に向けた取り組みを行いました。近年では、メンバーによる指定避難所の実態調査・検証を行う取り組みや避難所体験をはじめ、駅前の放置自転車の実態調査や啓発活動、障害者差別解消法をテーマに取り上げ、当事者の立場での実践結果を障がい者フォーラムにて発表し、障がい者の理解啓発につなげました

また、市政に参加しやすい環境づくりの一環として、投票所などに簡易スロープ等を設置することで、障がい者が参加しやすい体制整備に努めました。

# 2. 施策体系の再編と課題の整理

#### (1)第6次総合計画に基づく施策体系の再編

前期計画では、生活場面ごとに7の施策体系としていましたが、第4期計画では、第6次総合計画のまちづくりの目標を基本とし、10の施策体系に再編しました。

# 前期計画

- 1 住まう
- 2 働く・はげむ
- 3 育つ・学ぶ
- 4 遊ぶ・つきあう
- 5 出かける
- 6 健やかに生きる
- 7 人としての尊厳を保つ

#### 第4期計画

- 1 療育・保育・教育
- 2 防犯・防災
- 3 保健・医療
- 4 雇用・就労
- 5 生活支援
- 6 住環境
- 7 地域交流・地域活動
- 8 芸術文化・スポーツ・生涯学習
- 9 権利擁護・虐待防止
- 10 理解・啓発

## (2) アンケート調査及びワーキング会議等の意見による課題の整理

前期計画期間における各施策の取り組み状況を踏まえ、障がい者や障がい福祉サービス事業所に対して、障がい者等の生活状況、保健、医療、福祉サービス等に対する「アンケート調査」を実施しました。

また、「ワーキング会議」では、障がい者や支援者、ボランティア等が抱える日常生活上の課題等について意見交換を行い、「意思疎通支援検討部会」においては、障がい者が地域で充実した日常生活や社会生活を送るために必要となる意思疎通支援のあり方について協議を行いました。さらに、「地域自立支援協議会」では、障がい者支援にかかる課題等について意見が出されました。

これらのアンケート調査の結果や会議体による意見等について、以下のとおり施策体系ご とに課題の整理を行いました。

#### 〔分野1〕療育・保育・教育

#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

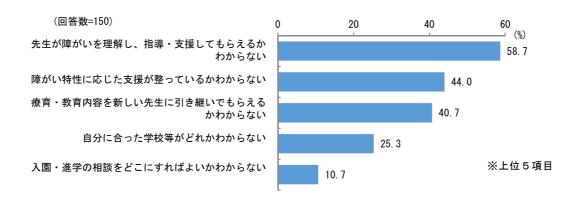
障がい児への支援については、発達の状況や養育環境、教育的ニーズなど、各々の状態に応じた相談や指導、訓練を必要としています。また、通学・通園先や進学・ 進級時に、障がいに対する先生や友だちの理解を必要としています。

障がいの早期発見や発達に応じた切れ目のない支援が求められています。

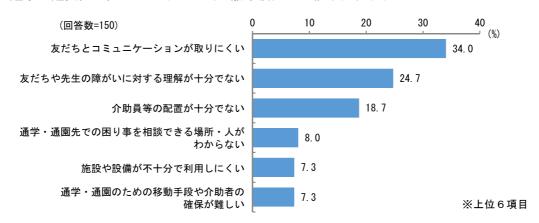
#### ■障がい児の保育・教育に必要なこと(18歳未満) ※複数回答項目



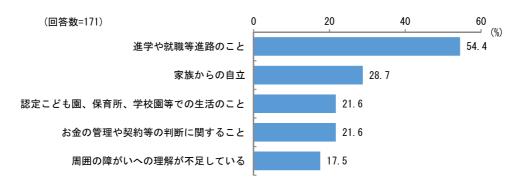
#### ■進学や進級するときの不安(18歳未満) ※複数回答項目



#### ■通学・通園先で困っていること(18歳未満) ※複数回答項目



#### ■本人のことで家族が気にかかっていること(18歳未満) ※複数回答項目



※上位5項目

#### ワーキング会議の意見

- ○障がいの早期発見につながる環境整備を充実してほしい。
- ○障がい児の発達に応じた切れ目のない支援については、「やおっこファイル」の取り組みなど、乳幼児期から障がいに応じた支援内容等の引き継ぎが必要だと感じる。
- ○障がいのある児童もできる限り普通学級で学べることや、 障がいのあるなしにかか わらない子ども同士の交流が大切だと考える。
- ○障がい種別や一人ひとりの状況に応じた適切な学習環境の整備が求められている。
- ○進路の選択肢を増やすために、支援学校以外の学校や就職先での支援の充実が必要 だと考える。

#### 障がい児支援部会の意見

- ○「進学や進級するときに自分の障がい特性を理解してくれるか不安」というアン ケート項目では約6割が先生に関することになっている。
- ○保護者も共働きが増えて、なかなか学校とのつながりを持てなくなっている。また、 保護者同士の連携が非常に大事だと思う。
- ○学校との連携にあたり「やおっこファイル」等のツールを使いながら切れ目のない 支援ができればよい。

#### 意思疎通支援検討部会の意見

- ○学校による障がい理解教育の充実が求められる。
- ○障がいが多様化する中でのコミュニケーション支援に関する授業や実習の充実が 求められる。

#### 事業所アンケート調査の結果

- ○個々の利用者の状況に応じた障がい児通所支援を提供するため、学校との連携強化 が必要だと考える。
- ○医療的ケアが必要な子どもの受け入れができる児童発達支援や放課後等デイサー ビスなどの療育施設がなかなか増えない。
- ○医療的ケアが必要な子どもの支援は、看護師その他医療職の確保が困難で、受け入れが難しい。
- ○発達障がいに特化した支援体制の整備が必要だと考える。

#### 地域自立支援協議会の意見

- ○医療的ケアが必要な子どもの支援先は増えてきたとはいえ、絶対数が不足している ため、増設が求められる。
- ○児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は増大しているが、発達支援を軸 にした支援内容が求められている。そうした内容や質の向上に向けた研修等への支 援が求められる。

#### 〔分野2〕防犯・防災

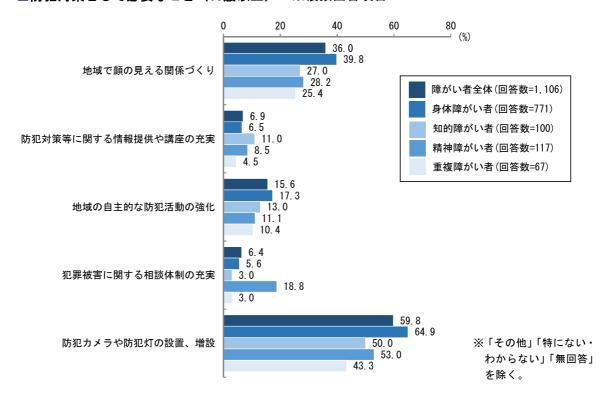
#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

防犯対策として、防犯カメラや防犯灯の設置・増設などの防犯設備の整備や顔の 見える関係づくり、自主的な防犯活動などの地域のつながりによる防犯体制が重要 です。

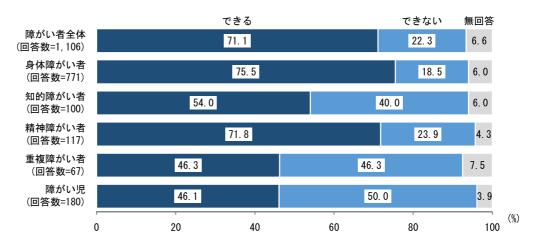
防災対策としては、避難情報の入手や避難場所への移動手段の確保、避難場所で の障がい特性に応じた配慮についての課題があります。

また、障がい者自身が普段から生活必需品の備蓄や家族等で避難場所を確認しておくことや、同意者リストの活用などにより地域での顔の見える関係づくりや地域で災害時に手助けを必要とする人を把握しておくことが重要です。

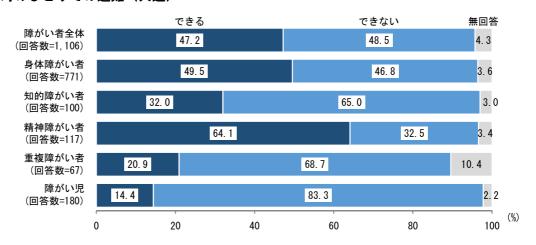
#### ■防犯対策として必要なこと(18歳以上) ※複数回答項目



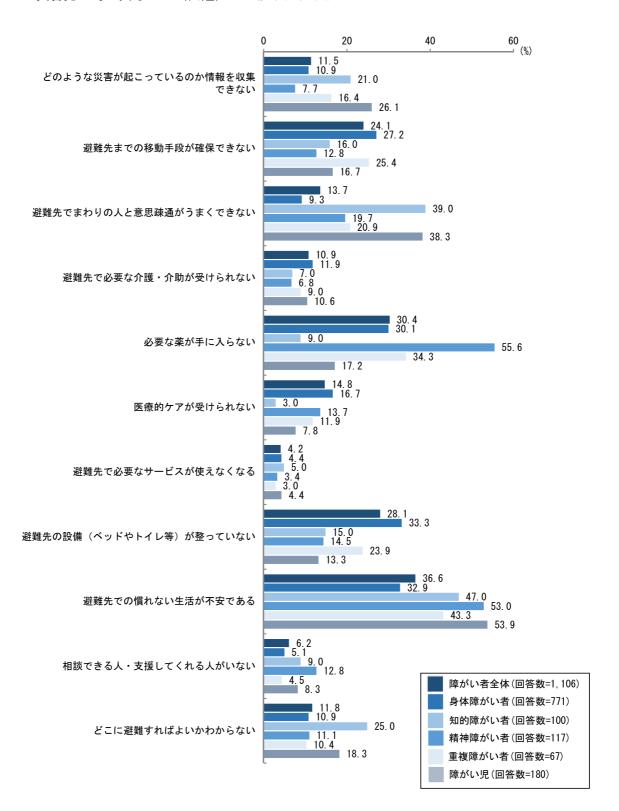
#### ■災害時の避難情報や緊急情報の入手(共通)



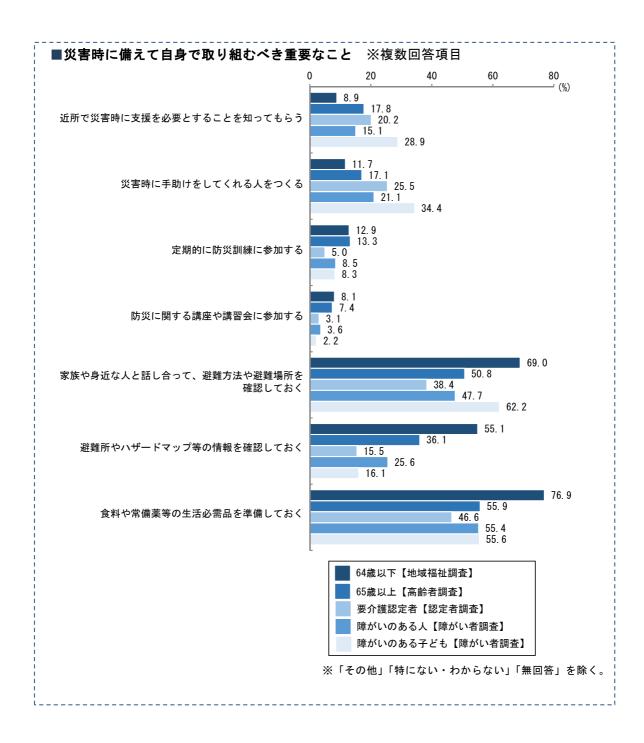
#### ■災害時のひとりでの避難(共通)

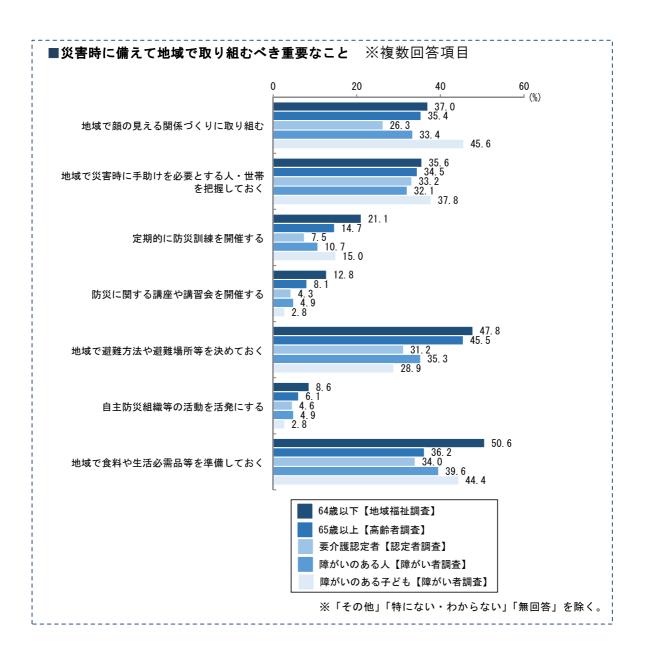


#### ■災害発生時に困ること(共通) ※複数回答項目



※「何をしたらいいのかわからない」「その他」「無回答」を除く。





#### ワーキング会議の意見

- ○防災行政無線(トランペットスピーカー)は聞き取りにくく、自分の地域の防災事情や情報について、障がい特性に応じた効果的な情報の発信が求められる。
- ○災害に備えて、まずは自助が大切であり、そのうえで地域の理解をあらかじめ求め、 近所に助けてもらう状況をつくっていくことも必要だと考える。
- ○障がい者も「助ける側」に回ることは十分にあるため、さまざまな役割を担いなが ら避難活動を進めていく必要がある。
- ○避難所への移動手段の確保や避難所での服薬管理、トイレ等の障がい特性に応じた 配慮が重要である。
- ○障がい者に必要な支援が継続して提供されるよう、事業所間のネットワーク強化な ど、必要な情報のやり取りができるような体制の構築が大切だと考える。

#### 障がい児支援部会の意見

○災害時に頼るのは家族がほとんどである。自治会や民生委員・児童委員からのアプローチがあるが、当事者はなかなかそこまで踏み込んでいけない現状がある。

#### 意思疎通支援検討部会の意見

○地域の避難訓練等への手話通訳派遣などの実施及び避難所での多様な手法による 情報発信や個別相談に対応できる障がい者用のブースの確保が求められる。

#### 〔分野3〕保健・医療

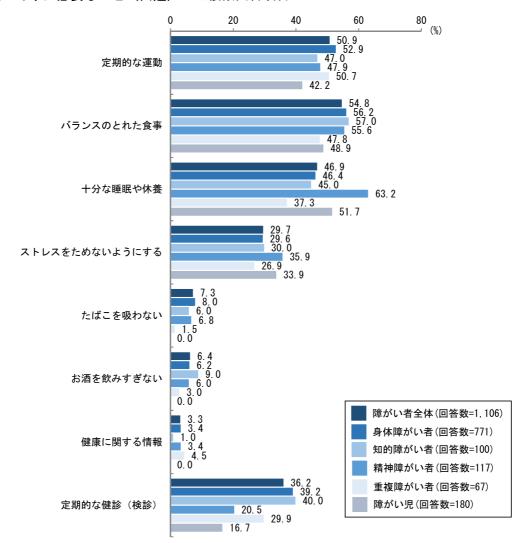
#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

健康づくりに必要なこととして、バランスのとれた食事や定期的な運動、十分な 睡眠や休養が多い結果となっており、規則正しい生活と定期的な健診が重要となり ます。

医療のことで困っていることとして、医療費の負担が大きいことをはじめ、医療機関における障がい特性に応じた配慮が十分でないことや専門的な治療を行っている医療機関が少ないことがあり、医療機関の体制の充実が求められています。

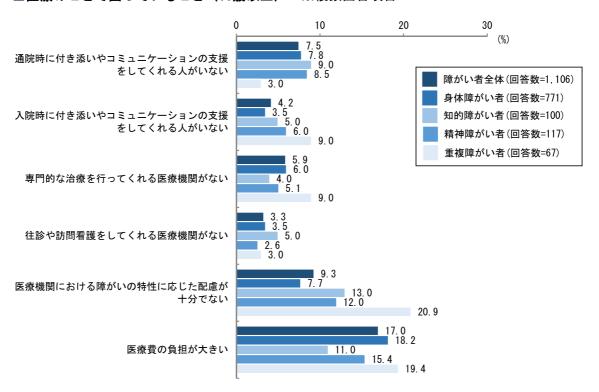
また、定期的に受診しなければならない人は医療費が高額になってしまうことがあることから、医療費負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるための医療費助成等が必要です。

#### ■健康づくりに必要なこと(共通) ※複数回答項目



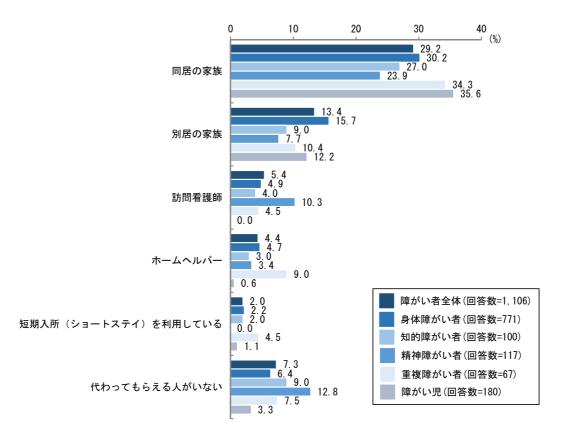
※「その他」「特に何もない」「無回答」を除く。

#### ■医療のことで困っていること(18歳以上) ※複数回答項目



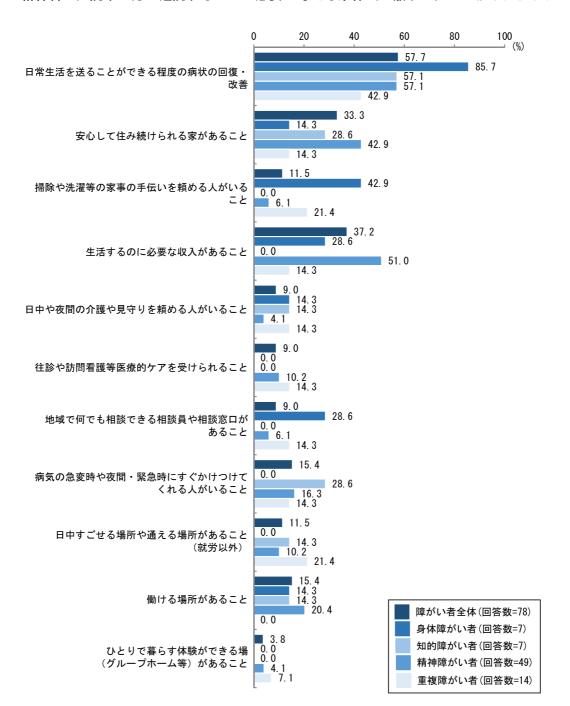
※「その他」「特に困っていることはない」「無回答」を除く。

#### ■主に医療的ケアを担っている人の代わりにケアを依頼できる人(共通) ※複数回答項目



※「その他」「医療的ケアの必要がない」「無回答」を除く。

#### ■精神科に入院中の方が退院するために必要と考える条件(18歳以上) ※複数回答項目



※「その他」「退院は考えない」「わからない」「無回答」を除く。

#### ワーキング会議の意見

- ○ピアカウンセリングの充実が必要だと感じる。
- ○障がい者同士のつきあいが精神的なリハビリになると考える。
- ○作業所の職員等が利用者の体調の変化に気づく場合も多い。また、定期健診を実施 している作業所もあり、健康面のサポートにおいて作業所の役割が大きいと感じ る。
- ○新型コロナウイルス感染症に代表される新たな感染症が発生した際には、情報をわ かりやすく提供してほしい。

#### 意思疎通支援検討部会の意見

○医療機関にてICTを活用した支援手段の充実が求められる。

#### 事業所アンケート調査の結果

○精神面の不調等の相談が多いため、医療機関等との連携(特に精神科の医師との連携)が必要だと考える。

#### 〔分野4〕雇用・就労

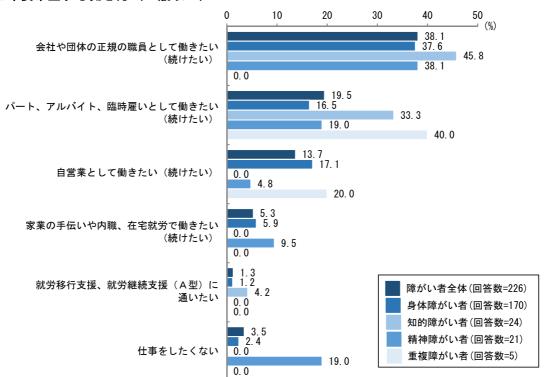
#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

会社や団体で正規職員として働きたいと思う人が多い一方、正規職員として就労している人の割合は10%以下となっています。障がい者が就労するためには、職場の上司や同僚に障がいへの理解があることや、障がい特性に応じた就労形態が必要です。

仕事に就く際に利用した制度や施設等については、障がい者全般でハローワークが多く、知的障がい者においては、ジョブコーチや八尾・柏原障害者就業・生活支援センターが多くなっています。

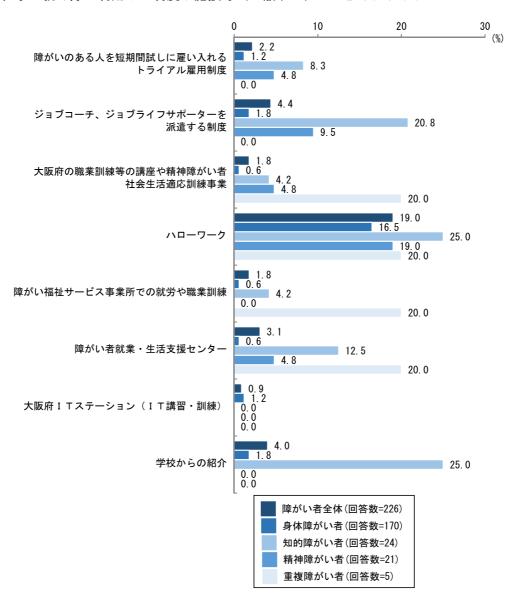
将来的に自立した暮らしをするためには、働く場が確保されていることと安定した収入が得られることが必要だという回答が多くなっています。

#### ■今後希望する働き方(18歳以上)



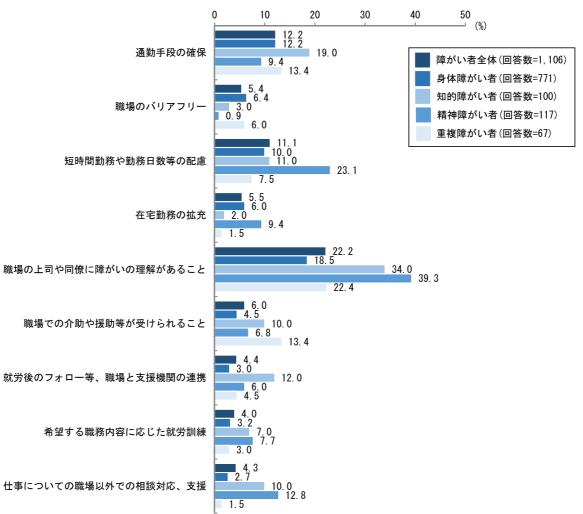
※「その他」「無回答」を除く。

#### ■仕事に就く際に利用した制度や施設等(18歳以上) ※複数回答項目



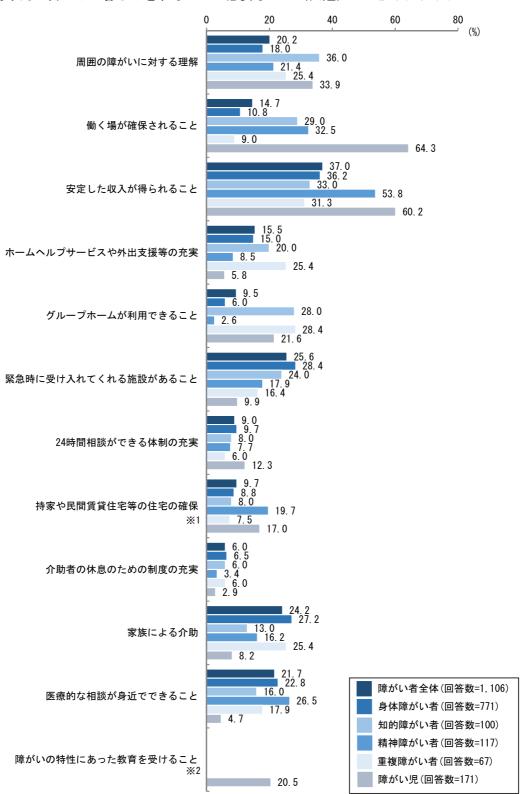
※「その他」「特にない」「無回答」を除く。

#### ■障がいのある人へ必要な就労支援(18歳以上) ※複数回答項目



※「その他」「特にない」「無回答」を除く。

#### ■将来的に自立した暮らしをするために必要なこと(共通) ※複数回答項目



※「その他」「無回答」を除く。

- ※1 障がい児は「住まいの確保ができること」
- ※2 障がい児のみの選択肢

#### ワーキング会議の意見

- ○一般就労していても、仕事の悩みなどいろいろ相談できる場が必要だと感じる。
- ○個々の障がい者の能力に見合った就労先を探すことが難しいので、支援が必要だと 考える。
- ○ハード面でもソフト面でもバリアフリーが進めば、より働きやすい職場になる。
- ○ジョブコーチの活用とジョブコーチとなる人材の確保が必要である。
- ○作業所についても、ビジネスの視点で取り組み、運営する必要がある。
- ○新型コロナウイルス感染症拡大防止を機に、在宅就労が増えて障がい者の雇用促進 につながると期待している。

#### 障がい者支援部会の意見

- ○ハローワークは就職後の継続に重きを置いてほしい。
- ○障がい者雇用に関し、民間企業の規模縮小や閉鎖などにより、コロナ関連での退職者が徐々に出てきているが、離職後すぐに再就職というのはコロナの影響如何に関わらず難しい。

#### 事業所アンケート調査の結果

- ○福祉的配慮があれば就労可能な方は一定数いるが、就労先に障がい特性に対する配慮を伝え、雇用主が理解することが大切だと考える。
- ○一般就労の障がい者受け入れ枠をもっと増やすべきだと考える。
- ○就労継続支援A型の利用者は、障がい特性に配慮を受けつつ最低賃金を保証されて いることから、厳しい一般就労の環境へ踏み出せずにいる。

#### 〔分野5〕生活支援

#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

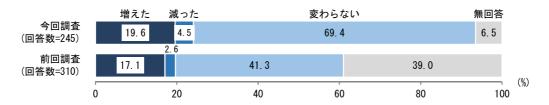
障がい者の在宅支援において、障がい福祉サービス等の充実を求める意見が多くなっています。特に、親なきあと等を含む障がい者の自立に向けたグループホーム等の居住の場の確保や、ショートステイなどの受け入れ先の確保を求める意見が多くなっています。

また、障がい者の重度化・高齢化による課題が増えている中、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が求められます。

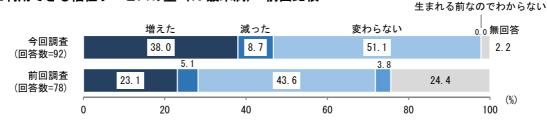
医療的ケアが必要な障がい児の支援において、保護者のレスパイトを求める声が 大きくなっています。

また、介助者の困りごとや心配事の主な相談先は障がい福祉サービス事業所や医師、看護師、コミュニティソーシャルワーカーなどと多岐にわたり、保健・医療・福祉の身近な地域での連携が必要となっています。

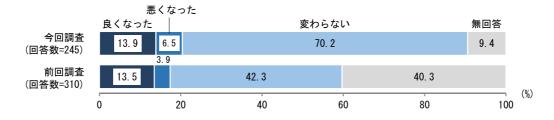
#### ■利用できる福祉サービスの量(18歳以上) 前回比較



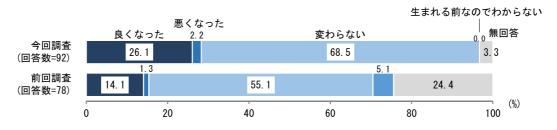
#### ■利用できる福祉サービスの量(18歳未満) 前回比較



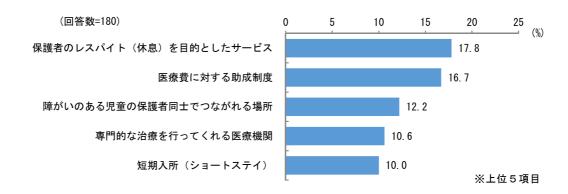
#### ■福祉サービスの質(18歳以上) 前回比較



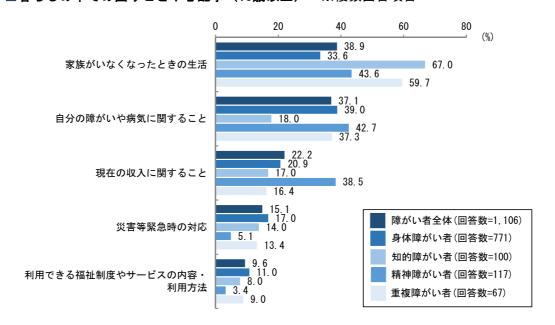
#### ■福祉サービスの質(18歳未満) 前回比較



#### ■医療的ケアが必要な障がい児の支援に不足を感じるサービス等(18歳未満) ※複数回答項目



#### ■暮らしの中での困りごとや心配事(18歳以上) ※複数回答項目



※上位5項目

## ■地域の福祉の充実のために優先的に取り組むべきこと (18歳以上) ※複数回答項目

	64歳以下 【地域福祉調査】	65歳以上 【高齢者調査】	要介護認定者【認定者調査】	障がいのある人 【障がい者調査】
福祉に関する情報の提供	37.7	30. 3	20. 8	22. 9
身近な相談窓口の充実	44. 1	36. 1	25. 0	28. 1
高齢者・障がい者などの日常生活への支援	34. 3	28. 8	31. 4	33. 0
子育ての支援	34. 3	10. 2	5. 3	10. 7
孤立した人やひきこもりの人への支援	16. 2	18. 7	15. 2	15. 4
経済的に困窮している人への支援	19. 9	14. 5	12. 4	19. 7
就労のための支援	27. 2	8. 6	3. 6	11.8
年金などの社会保障制度の充実	29. 2	35. 7	24. 8	35. 1
健康づくり	16. 7	26. 6	12. 7	16. 2
医療・福祉の連携	25. 4	28. 1	24. 9	23. 6
こころの健康に関する支援	12. 8	12. 5	11. 7	11. 9
認知症の人などの権利擁護	8. 6	5. 6	8. 6	7. 1
福祉の心を育てる取り組み	10. 4	5. 4	4. 5	6. 4
ボランティアやNPO活動への支援	6. 4	5. 8	4. 8	5. 2
地域住民のつながりづくり	21. 1	19.8	13. 1	13. 3
地域での支えあいの活動	15. 0	15. 4	10. 4	10. 9
支援が必要な人を発見する取り組み	20. 9	13. 5	11. 9	11. 6
住宅の確保や住環境の整備	8. 2	7. 2	5. 0	9. 2
バリア(障壁)のない環境づくり	15. 0	9. 2	8. 7	14. 0
公共交通の整備や移動の支援	22. 0	23. 2	15. 6	19. 4
防災や災害時に支援が必要な人への対応	20. 6	18. 7	19. 2	19. 6
犯罪や事故のない安全なまちづくり	29. 7	25. 1	14. 5	23. 0
犯罪予防活動や犯罪をした人の社会復帰に向けた支援	5. 6	2. 8	1.7	3. 4
虐待や差別の防止	27. 6	8. 3	5. 5	16. 2
福祉に関わる団体や機関のネットワークづくり	10.8	7. 2	6. 2	8. 9
その他	0. 5	0. 7	1.5	1. 2
特にない・わからない	5. 9	7. 4	14. 5	11. 4
不明・無回答	2. 2	9. 3	14. 7	9. 9

#### ワーキング会議の意見

- ○障がいの状況に応じた在宅支援が必要だと感じる。
- ○介護保険への移行により、今までの生活に大きな支障が出ていると感じる。
- ○移動支援サービスにより、前より買い物ができるようになった。
- ○ガイドヘルパーが不足していると感じる。
- ○地域での生活を支えるサービスの提供や、さまざまな相談に対応できる体制等の充 実に向け、障がい者相談員を積極的に活用することが求められる。

#### 障がい者支援部会の意見

- ○高齢になり、要介護度が出てしまうと、その点数内でのサービスになり、ほとんど の方のサービスの利用が縮小される。
- ○障がい種別により実態や支援の中身が違うのに、高齢化した時に介護保険の括りだけでは、適切な支援が困難であり、仕組みや専門性のある職員の育成を考えていく必要がある。
- ○ショートステイの充実など緊急時の医療的ケアも含めた対応が課題である。

#### 障がい児支援部会の意見

- ○医療的ケア児の支援のための協議の場を充実してほしい。
- ○障がいのある児童の保護者同士でつながれる場所の充実が必要である。
- ○保育所等訪問支援に関しては、つながりができつつあると感じており、今後に向け、 各事業所間のさらなる連携強化が必要である。
- ○医療的ケアが必要な障がい児者に対して、コーディネーターとの連携が大切であり、医療との連携が確実にできないと利用者側も事業所側も不安が残る。
- ○医療的ケア児がいても、保護者が仕事に行けることが理想だと思う。もっと家庭に 対する支援の充実が求められる。

#### 意思疎通支援検討部会の意見

○ⅠCTの活用も含めた支援手段の普及促進が求められる。

#### 事業所アンケート調査の結果

- ○障がい者の重度化、高齢化により、病気や心身の機能の低下があり、今後より一層、 障がいの状況に応じた支援が必要だと考える。
- ○家族の高齢化によって、家族にも障がいがあったり、認知症になるなど、家族全体 に対して支援が必要なケースが増えている。
- ○高齢・障がいの両面で必要なサービスの需要は高まると思うが、それを担うマンパ ワーの確保が前提となる。
- ○困難ケースについては、高度な専門性が求められており、基幹相談支援センターと の連携強化が必要だと考える。
- ○利用者からの相談は多岐にわたり、多様化・複雑化した困難ケースが増えている。 福祉だけでは解決できない課題も多い。
- ○医療的ケアが必要な子どものサービス提供体制が不足しており、緊急時利用は難しい現状がある。障がい福祉サービス事業所等と医療機関とのつながりをつくることが必要だと考える。

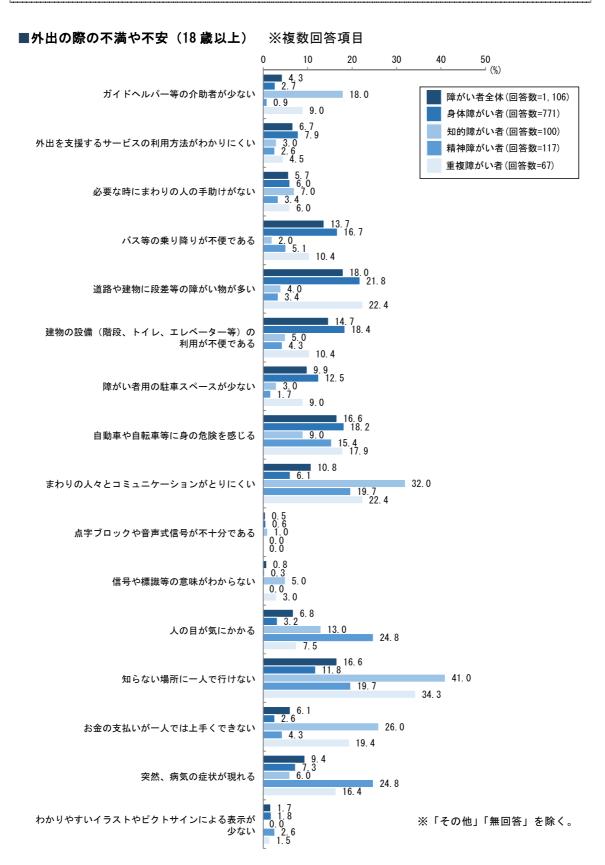
#### 地域自立支援協議会の意見

- ○利用者の障がいの多様化・重度化等による課題が増えているが、事業所だけで抱え込むことのないよう、基幹相談支援センターや他事業所との連携を進める必要がある。
- ○家族介護によって地域生活を維持してきた人が、介護者の高齢化により暮らしの場の見通しが立たない状況が発生している。既存施設への入所支援とともに、入所施設・グループホーム等の増設が求められる。
- ○65歳を境に介護保険に移行して支援が変わることは、連続している生活の安定性に 多大な影響を与える。介護保険優先の制度においても個別事情を十分勘案し、本人 の生活に支障が生じることのないよう支援が継続される必要がある。
- ○医療的ケア児が利用できる短期入所先は市内には皆無である。家族のレスパイトを 含めて、医療的ケア児の短期入所の開設が求められる。

#### 〔分野6〕 住環境

#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

障がいがあっても、希望する住居に住みたいという意見があります。また、道路 や公共施設において、バリアフリー化が求められています。



## 市民アンケート調査の意見

- ○道路の段差の解消など安心して歩ける歩道を整備してほしい。
- ○バスなどの移動手段を充実してほしい。

## ワーキング会議の意見

- ○障がいの状況に応じたバリアフリー対応の部屋を借りたい。
- ○車いすで入れない公園や通れない道が多い。
- ○駅舎にホームドアが必要。また、点字ブロックがホームの端にあり危険を感じる。
- ○歩道の段差を解消してほしい。
- ○自転車利用上の交通ルールを守ってほしい。

#### 〔分野7〕地域交流・地域活動

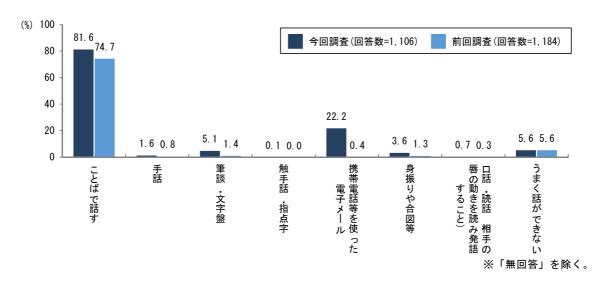
#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

地域交流の主なものとして、近所づきあいや自治会活動等の地域の行事が多くなっています。一方、地域交流をしたくないという意見もあり、その主な理由としては、コミュニケーションの難しさを感じている方が多くなっています。

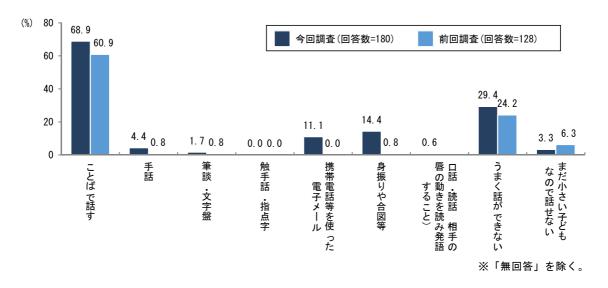
また、障がい者が参加したい地域活動として、公園等の清掃活動や障がいの理解啓 発活動があげられますが、一方で地域活動ができないという方が多くなっています。

近年、携帯電話等を使った電子メールが飛躍的に伸びており、コミュニケーション手段として、ICTを活用したコミュニケーションの普及が進んでいると考えられます。

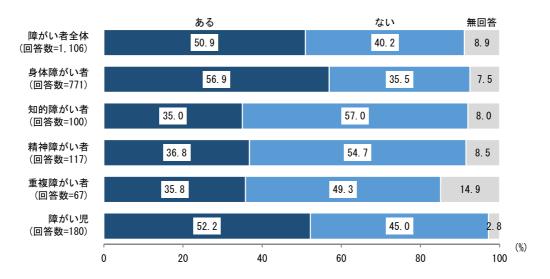
#### ■コミュニケーションをとる時の手段(18歳以上) 前回比較 ※複数回答項目



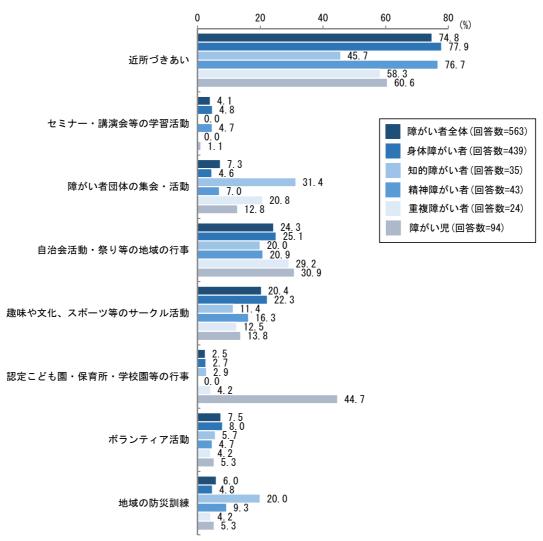
#### ■コミュニケーションをとる時の手段(18歳未満) 前回比較 ※複数回答項目



#### ■この1年間の近所の人や地域との交流の有無(共通)

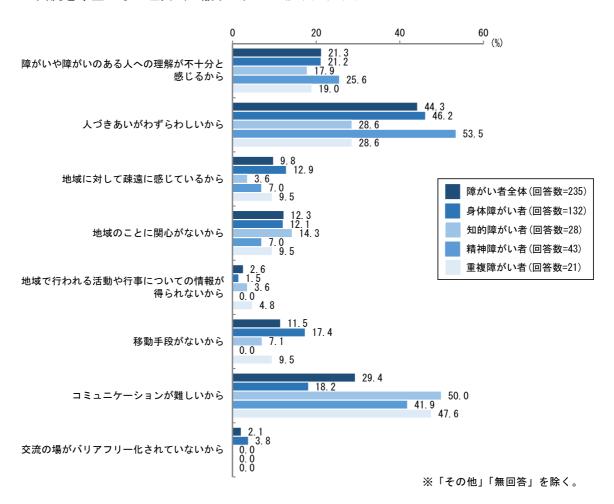


#### ■参加した交流活動(共通) ※複数回答項目

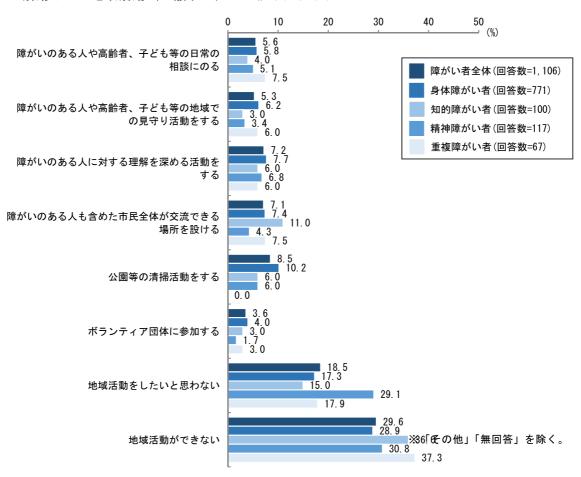


※「その他」「無回答」を除く。

#### ■交流を希望しない理由(18歳以上) ※複数回答項目



#### ■活動したい地域活動(18歳以上) ※複数回答項目



#### ワーキング会議の意見

- ○地域の交流の場に行っても、自分の意思を伝えることが難しい。
- ○障がい特性に応じたコミュニケーション支援が必要だと感じる。
- ○地域交流行事などで手話派遣制度を使うことができるよう、広く周知が必要だと感じる。
- ○交流の場がバリアフリー対応ではなく、参加しにくい。
- ○地域の運動会や町内会の行事に自由に参加してよいのかわからない。
- ○意思疎通支援をより充実させるため、法的整備として、手話言語条例の制定が必要 だと考える。
- ○障がい者が「受け手」、「支援される側」という一方的な意識を捨て、自らが「支援 する側」、発信・啓発する「担い手の一員」と意識して活動することが求められる。

#### 意思疎通支援検討部会の意見

- ○障がい者理解をはじめ、コミュニケーション支援自体の理解が、より一層、市民全体に広がるためには、条例化も含めた検討が求められる。また、条例化の検討にあたっては、さまざまな障がい者の意見をお聞きしながら、広く市民に啓発していく必要性を明らかにすることが重要である。
- ○障がい者が参加できる地域行事等の充実が求められる。また、学校等の障がい者が 普段生活している場所と地域との連携強化及び手話通訳派遣などの実施が求めら れる。
- ○地域に障がい者、高齢者、子どもなどが集うサロン等の設置が必要だと感じる。

#### 〔分野8〕芸術文化・スポーツ・生涯学習等

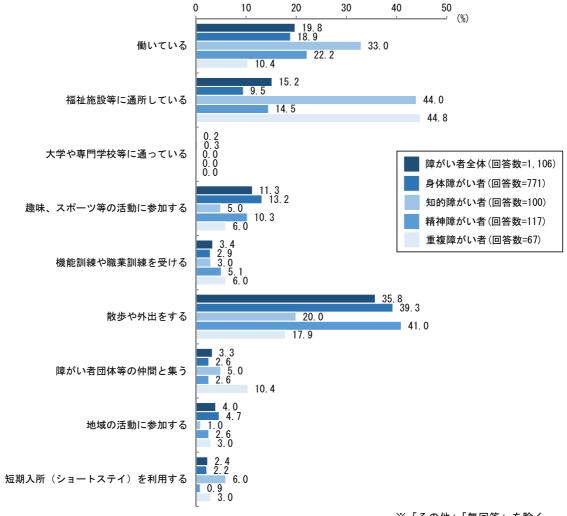
#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

毎日の暮らしの中でやってみたいこととして、芸術文化活動やスポーツ及び趣味 やレクリエーション活動をあげる人が多いものの、実際の過ごし方として、これら を実践する人は少ない状況です。

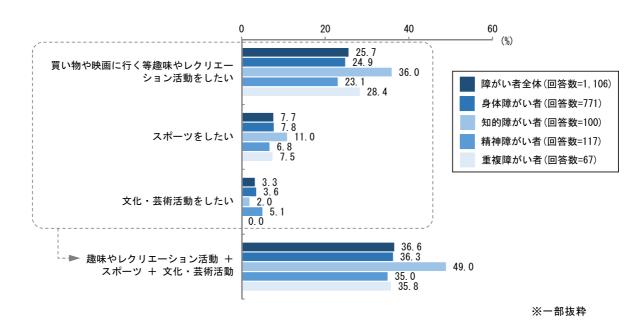
障がい者からは、生涯学習の場の充実や障がいの有無にかかわらず参加できるイベ ントの充実を求める声があります。

また、生涯学習の機会として、ICTを活用した各種講座等の充実が求められていま す。

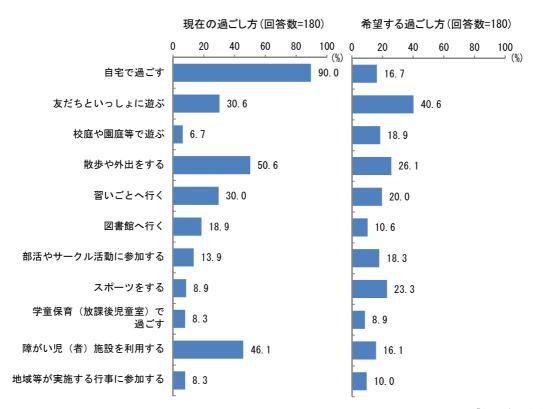
#### ■平日の昼間の過ごし方(18歳以上) ※複数回答項目



#### ■毎日の暮らしの中でやってみたいこと(18歳以上) ※複数回答項目



#### ■休みの日や放課後の現在の過ごし方と希望する過ごし方(18歳未満) ※複数回答項目



※「無回答」を除く。

#### ワーキング会議の意見

- ○自分の希望にあった生涯学習の場がほしい。
- ○障がいがない人たちにも、手話サークルや障がい者スポーツに参加し、経験しても らいたい。
- ○以前に比べ市内でパラスポーツを楽しんでいる人が増えているように感じる。
- ○障がいの有無にかかわらず参加できるイベントを開催することが必要だと感じる。
- ○障がい者が講師となり、スポーツや芸術文化の普及に向けて活躍できる場が求められる。

#### 意思疎通支援検討部会の意見

○自身のペースで学習が可能となるような I C T による各種講座等の実施が求められる。

#### 〔分野9〕権利擁護・虐待防止

#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

障害者差別解消法の認知度は低い状況です。また、障がいや障がいのある人に対する理解や配慮について、深まってきていると回答した割合は、地域福祉調査による全市民\*\*や福祉関係者の割合に対し、障がい者の割合が低い結果となっており、認識に差が生じています。

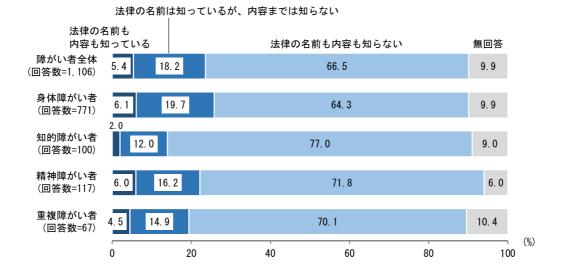
差別やいやな思いをしたことがあると回答した人に、その場面についてたずねたところ、「交通機関を利用する時」、「近所づきあい」、「職場生活」が多くなっています。また、障がい児では「学校生活」が多くなっています。

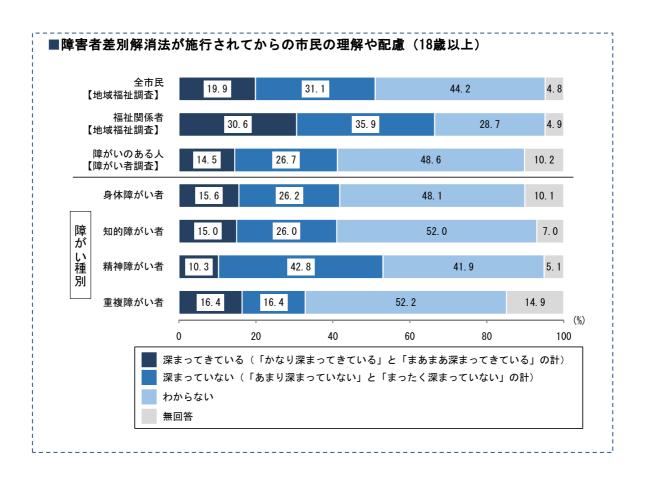
虐待を受けたり、発見したときの相談先については、「家族・親族」、「基幹相談 支援センター」が多くなっています。

権利擁護に関する制度の認知度については、障がい者による認知度が低い結果となっています。

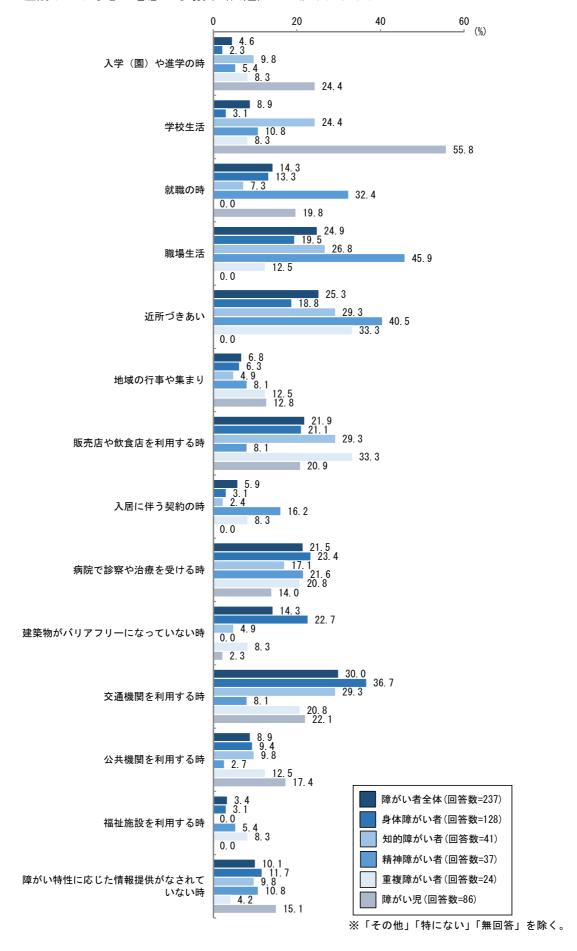
※地域福祉調査の対象者 (無作為抽出の八尾市在住の 18 歳以上の男女)

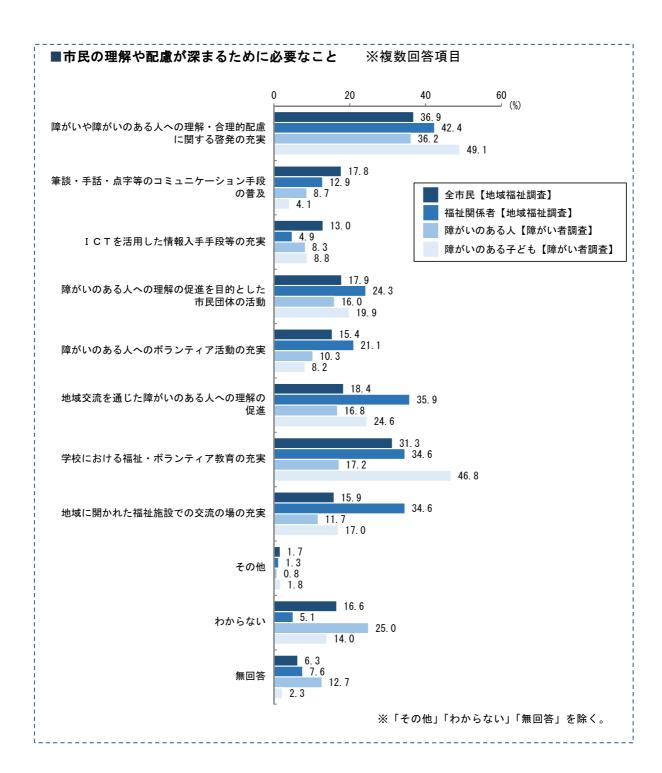
#### ■障害者差別解消法の認知度(18歳以上)



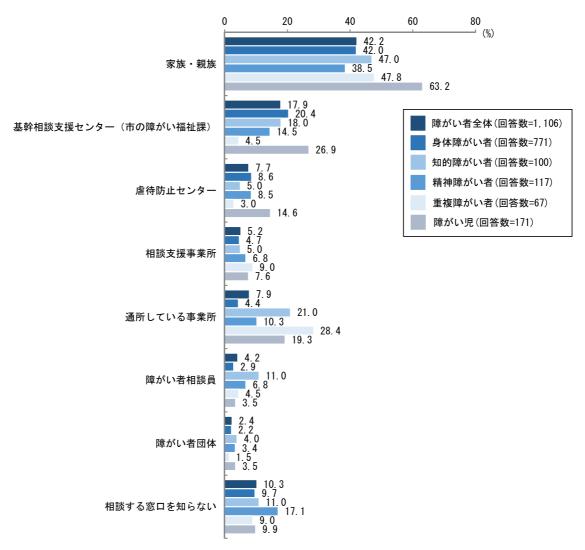


#### ■差別やいやな思いを感じる場面(共通) ※複数回答項目

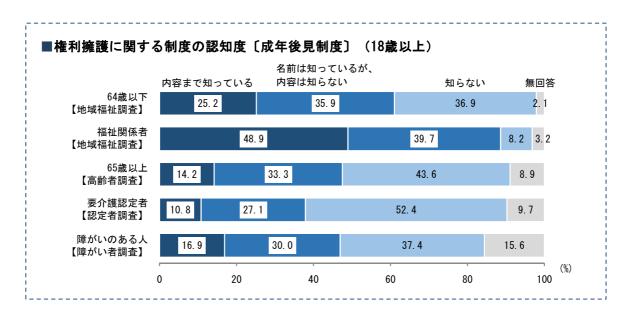


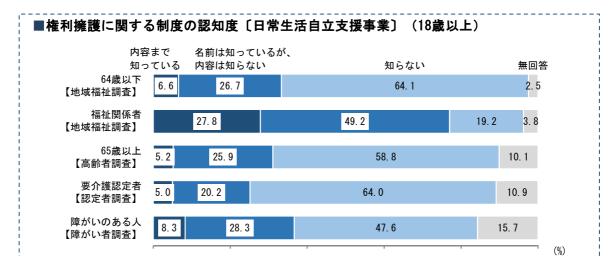


#### ■虐待を受けたり発見したときの相談先(共通) ※複数回答項目

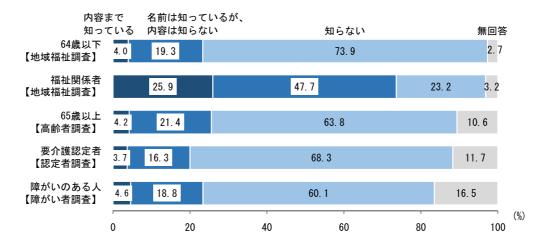


※「その他」「虐待を受けたり、発見したことがないのでわからない」「相談しない」「無回答」を除く。

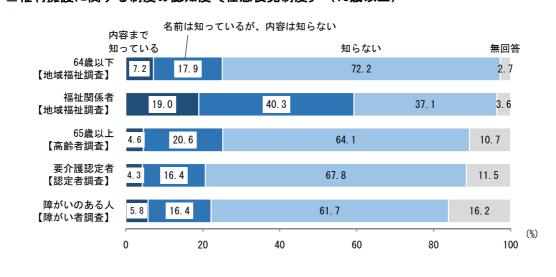




#### ■権利擁護に関する制度の認知度〔市民後見人〕(18歳以上)



#### ■権利擁護に関する制度の認知度〔任意後見制度〕(18歳以上)



#### ワーキング会議の意見

- ○障がい者自身が「差別慣れ」している現状がある。
- ○プライバシーに立ち入ることが難しいため、虐待に気づくことが難しい。
- ○障害者差別解消法等も踏まえた地域における包括的な相談支援体制の充実が求められる。
- ○合理的配慮については、対話の中で理解を求めていくことが重要だと考える。

#### 障がい者支援部会の意見

- ○成年後見制度について、利用者を増やす必要があるが、後見人が決まるまで相当の 時間がかかり、適切な手続きを踏まえた事業の推進が必要。
- ○知的障がいの家族が求めているのは、その後の生活をちゃんと見守ってほしいという、いわゆる身上監護にあたることが大きい。実際に後見人がついても、本人との面会が少なく、生活状況全般を把握してほしいという家族の希望が大きいと思う。

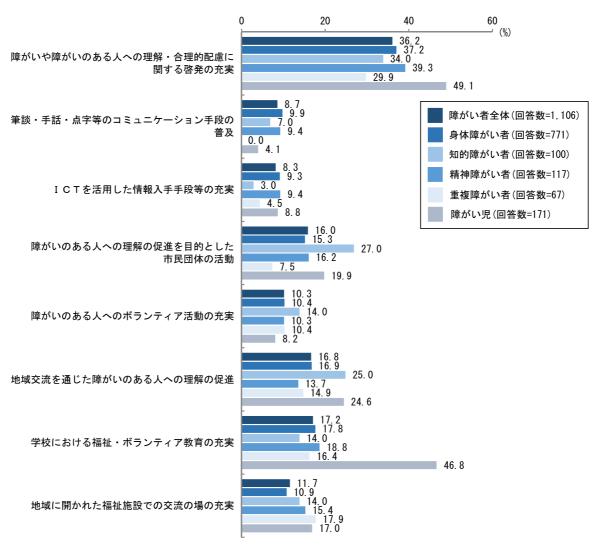
#### 〔分野 10〕理解・啓発

#### ≪調査や意見から見えてくる課題≫

障がい者理解が深まるためには、障がいや障がいのある人への理解や合理的配慮に関する啓発の充実が必要であるという意見が多くなっています。また、障がい児アンケートにおいては、学校における福祉・ボランティア教育の充実が必要であるという意見が多くなっています。

障がい者がさまざまな場に参加し、かかわることにより普段から障がいを知って もらうことが啓発につながるという意見もあります。

#### ■市民の理解や配慮が深まるために必要なこと(共通) ※複数回答項目



※「その他」「わからない」「無回答」を除く。

#### ワーキング会議の意見

- ○障がい者が周囲に自身の障がいをわかってもらえるように、自ら伝えることが必要 だと感じる。
- ○障がい者がいろんな場に参加し、かかわることにより普段から障がいを知ってもら うことが啓発につながると考える。
- ○周りからの過度な配慮が、障がい者としては疎外されていると感じることもある。

#### 障がい者支援部会の意見

○障がい児に対する理解・啓発については、学校における福祉・ボランティア教育の 充実が40%を超えており、期待が大きいため、内容の充実が求められる。

#### 意思疎通支援検討部会の意見

○障がい者理解やコミュニケーション支援の理解に関する地域での啓発活動の実施 が求められる。

# 第3章

# 第4期障がい者基本計画

# 1. 第4期計画の考え方

## (1)第6次総合計画及び第4次地域福祉計画との関係

令和3年度(2021年度)からスタートする第6次総合計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、本市まちづくりの最上位の計画です。 障がい者を含む多くの人が「住みたい、住み続けたい、かかわり続けたい」と思うまちをつくっていくためには、住んでいる人だけではなく、八尾にかかわるすべての「市民」が「しあわせ」を感じられるまちになることが必要です。

また、社会福祉法の改正により、地域生活課題の解決に向けた取り組みを示す地域福祉計画の策定が義務化され、障がいをはじめ、高齢、児童その他の福祉分野における上位計画として位置づけられました。

本市地域福祉計画では、市民がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域で支えあい、一人ひとりの生きがいと地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

第4期計画における障がい施策を展開するにあたっては、第6次総合計画に定めるまちづくりの目標に沿った施策体系を構築しつつ、第4次地域福祉計画に定める地域福祉の理念や考え方に基づきながら、その他の福祉関連計画との調和を図ります。

# (2)基本理念

障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた八尾の地でかけがえのない個人として尊重され、地域のつながりの中で安心して自分らしく生きていくことができるよう、次の理念を掲げて障がい者施策を進めていきます。

障がいのある人もない人も、ともに認めあい、 ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづく n

#### 【ともに認めあう】

障がい者への合理的配慮や必要な支援の中で、多様性を認めあい、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあえる「共生社会」の実現をめざします。

#### 【ともにつながる】

これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会から、障がい者をはじめ、すべての 市民が地域のつながりの中で役割を持ち、地域の一員として支えあい、地域をともにつ くる「地域共生社会」の実現をめざします。

#### 【ともにかがやく】

障がい者をはじめ、すべての市民が夢や希望に向けて前進し、光りかがやく未来につながるまちづくりを進めます。

# (3)基本的な視点

- これまで培ってきた地域のまちづくりの組織・活動・経験を強みとして発揮し、 誰も取り残されることなく安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障 壁を除去するための合理的配慮の実践が広がる社会をめざします。
- 障がい者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が多様性を認めあい、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話できる明るい社会をめざします。
- 障がい者が地域において、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保 に努めます。
- 障がい者施策の推進にあたり、施策の計画段階から障がい者の意見を反映する 機会の確保に努めます。

# (4)施策の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、次の分野及び分野別施策に沿った取り組みを進めます。

	分野	分野別施策
		(1) 障がいの早期発見体制の充実
4 陈芬 归安 数芬	<u> </u>	(2)療育・保育・幼児教育の充実
	1 療育・保育・教育	(3)特別支援教育の充実
		(4)進路指導の充実
2	2 防犯・防災	(1)防犯対策等の充実
		(2)防災対策の充実
3 保健・医療	(1)健康の保持・増進対策の充実	
	<b>促健。医</b> 痿	(2)医療・リハビリテーション体制の充実
	<b>体性</b>	(3) 感染症対策の充実
		(4)こころの健康づくり
4	4 雇用・就労	(1)一般就労への支援
	作用・拠力	(2)福祉的就労の充実
		(1)在宅生活の支援
		(2)居住系サービスの確保
5 生活	生活支援	(3)移動手段の確保
		(4)相談・窓口体制の充実
		(5)情報提供の充実
6	6 住環境	(1)住環境の整備
	<b>正</b> 來死	(2)道路・公園・公共施設の整備等
7 :	地域交流・地域活動	(1)コミュニケーション支援の充実
		(2)地域交流の促進
		(3) 地域活動への参加
8	芸術文化・スポー	(1)芸術文化活動等の推進
<u> </u>	ツ・生涯学習等	
9	権利擁護・虐待防止	(1)権利擁護システムの充実
Ĺ		(2)虐待防止対策の充実
   10 理解・啓発	理解・啓発	(1)教育・啓発活動の充実
		(2)行政への参画

# 2. 施策の展開

本計画は、10の施策体系で構成され、分野ごとに関連する事業を位置づけて、関係機関と連携した取り組みを進めます。

#### 〔分野1〕 療育・保育・教育

#### 【現状と課題】

障がい児が、発達の状況や養育環境、教育的ニーズなど、各々の状態に応じた指導、 訓練や相談を必要としています。また、就学・進級時には、通園・通学先において障が いに対する先生や友達の理解が求められます。

保護者等が作成する「やおっこファイル」や学校園等が作成する「個別の教育支援計画」、事業所等が作成する「個別支援計画」を効果的に活用しながら、障がいの特性 や教育的ニーズに応じた支援を切れ目なく受けることができる環境の整備が必要です。

療育・保育・教育においては、障がいの早期発見と適切な支援につなげるとともに、 共働き世帯やひとり親家庭など、子どもをとりまく環境の変化を踏まえ、障がい児ー 人ひとりの状況やライフステージに応じて、本人やその家族に対する切れ目のない支 援が求められています。

#### 【第4期計画の方向性】

保健、医療、福祉、教育等が連携しながら、子育て相談や発達相談をはじめ、療育での個別支援や集団生活を通じた保育や教育を継続しつつ、支援を必要とする障がい児の増加や障がいの多様化、複雑化に対応するため、豊富な経験と知識を活用した専門的な支援の強化に取り組みます。

切れ目のない支援を継続的に行うために、適切な支援計画、保育者や教員間等の連携及び就学時や進級時の支援の引き継ぎが重要になることから、一貫した支援体制の充実に取り組みます。

また、多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がいの有無にかかわらず、互いの違いを認め、個性を尊重しあいながら、ともに教育等を受けることができる体制づくりをめざします。

さらに、学校卒業後の就労や地域生活を見据え、家庭と教育、福祉、就労支援機関等が連携し、働く力や生活する力を身につけることができるような教育等を推進します。

#### (1)障がいの早期発見体制の充実

特別な配慮や支援を必要とするかどうか判断の難しい児童の相談を受け止め、適切な療育等を早期に実施するために、乳幼児健康診査等において、障がいの早期発見に努めるとともに、子どもの成長に関する心配ごとを気軽に相談できる環境の充実など、保健、医療、福祉、教育等が連携した相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもの発達の遅れに気づいたり、一人ひとりの障がいの特性や保護者の二一ズに応じた療育に適切につないだりできるよう、相談支援に携わる職員の資質の向上に努めます。

主な事業	取り組み方針等
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進、障がいの早期発見・対応のため、また、育児支援、育児不安の軽減のため、健康診査や保健指導、育児相談等を行う。
発達障がい児支援 センター事業	発達障がい児及びその保護者を対象に、障がい特性に合わせ た療育と保護者支援等を実施する。

#### (2)療育・保育・幼児教育の充実

発達に遅れのある子どもが早期に質の高い療育等を受けることができるよう、保健、 医療、福祉、教育等の関係機関が連携を強化し、支援体制を充実させるとともに、と りわけ重症心身障がい児、医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、認定こども園や保育所(園) 等における集団での保育・教育環境の充実を図るとともに、専門的職員等による巡回 指導や研修といった後方支援の強化を図ります。

主な事業	取り組み方針等
障がい児相談事業の 充実	発達に遅れ等のある児童とその保護者への指導及び相談(各種教室)、児童の発達や人間関係等の家庭と児童に関するあらゆる相談(家庭児童相談事業)を行うとともに、乳幼児の子育てに関する相談全般を継続して実施する。相談員の体制の充実や就学後につなげる教育機関との連携強化に努める。  「障がいのある就学前児童(3歳児から5歳児まで)を対象に、就学前教育・保育施設の入所相談を受けるとともに、利用調整を行い、入所児童については集団生活の中での保育を実施し、児童の発達を支援する。
障がい児保育・特別 支援教育の推進	一人ひとりの児童の状況を踏まえ、適切な機関へ案内を行えるよう、関係機関との連携を強化する。 また、障がいのある就学前児童(3歳児から5歳児まで)を対象に認定こども園や保育所(園)の保育を支援する。 さらに、保育者に対し専門指導員による巡回指導や研修等を実施し、保育内容の充実を図る。

主な事業	取り組み方針等
通園施設等における	通園施設等において、機能訓練や遊びを通して、子どもが能力を最大限に発揮できるよう、障がい児に対する療育と保護者へ
療育の推進	の指導等を実施する。
児童に関わる関係機 関の連携による療育 の実施	障がいのある児童が、通園施設、認定こども園、保育所(園)、 幼稚園、学校等、どこに通っていても発達の状況や養育環境など 各々の状態に応じた指導、訓練、相談など必要な支援に結び付け られるよう、療育・保育・教育・保健等の連携による支援のあり 方や療育体制について検討する。 乳幼児健康診査等により、障がいのある児童を早期発見・早期 介入し、支援が必要な児童を療育機関へ円滑につなぐことがで きるよう関係機関と連携し、支援する。
医療的ケアが必要な	医療的ケア児の支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係
子どもへの支援の	機関による協議の場において、医療的ケアが必要な子どもへの
充実	切れ目のない支援体制の強化を図る。

#### (3)特別支援教育の充実

障がいのある子どもに対する切れ目のない支援の強化に向けて、保護者の参画を得つつ、保健、医療、福祉、教育、労働等の連携のもと、支援の引き継ぎができる体制を充実するとともに、個別の教育支援計画を効果的に活用し、一人ひとりの障がい特性や環境等の状況に応じた指導や教育支援を充実します。

また、子どもの頃から、障がいのある人への理解と認識が深まり、思いやりの心を育むことができるよう、障がい理解教育を推進します。

主な事業	取り組み方針等
指導内容・指導方法 の工夫・改善	支援が必要な子どもに対する理解を深め、指導技術の向上を 図るため、教職員研修・事例研究を行う。
	保護者の参画のもと、教育、福祉、医療等のさまざまな関係 機関が連携しながら、個別の教育支援計画及び個別の指導計画 を効果的に活用し、学校卒業後も見据えた長期的な視点で一人
	ひとりの障がいに応じた適切な支援を行う。
障がい児への支援体 制の整備	支援学級・通級指導教室を設置し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な指導・支援が行える体制を構築するとともに、子どもの自立・成長に資する指導・支援のあり方について、専門家の参画も得ながら、学校や保護者へ助言する。 支援が必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりの状況に応じて、学校施設・設備の改善や教材購入を行うとともに、介助員・特別支援教育支援員の配置を進める。
インクルーシブ教育 の推進	障がい児に対する正しい理解が進み認識が深まるよう、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが、共に学び、共に生きる「インクルーシブ教育」を推進します。

### (4) 進路指導の充実

障がいのある子どもが自立と社会参加のもと、自己の可能性を伸ばし、健やかに暮らすことができるよう、本人や保護者の希望に応じた適切な進路指導や支援体制を充実します。

また、福祉、教育、労働等の連携により、進学先や就労先での障がい者理解や合理 的配慮を促進することで、障がい特性やニーズに応じた多様な進路選択の充実を図り ます。

主な事業	取り組み方針等
就学支援委員会によ る就学先決定の支援	障がいのある子どもの就学に際して、子どもの状況やニーズに合った最適な就学先及び入学後の支援のあり方等を協議するため、就学支援委員会を設置し就学相談を実施する。
障がい児に対する進 路指導の充実	障がいのある児童生徒・保護者が納得できる進路選択を実現できるよう、児童生徒・保護者との緊密な連携のもと、丁寧な情報提供、相談を行うとともに、進路委員会等で情報共有しながら学校全体で進路指導を行う。
進路の確保に向けた 取り組みの充実	八尾・柏原障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉・ 労働など各機関と連携し、学校卒業後の就職先の拡充を図る。
	「職場体験学習」や「高校・大学体験学習」などのキャリア 教育を充実させるとともに、児童生徒の受け入れ先の職場・高 校・大学等への啓発などについて検討する。

## 〔分野2〕 防犯・防災

#### 【現状と課題】

防犯対策として、防犯カメラや防犯灯の設置・増設などの防犯設備の整備や地域での顔の見える関係づくり、自主的な防犯活動などの地域におけるつながりによる防犯体制が求められています。

防災対策としては、避難情報の入手、避難場所への移動手段の確保及び避難場所で の障がい特性に応じた配慮についての課題があります。

また、障がい者自身が普段から生活必需品の備蓄や家族等で避難場所を確認しておくことが重要です。さらに、同意者リストの活用などにより、地域での顔の見える関係づくりや地域で災害時に支援を必要とする人の把握が課題です。

#### 【第4期計画の方向性】

障がい者が安心して地域生活を送るために、犯罪や事故の発生を未然に防止する対策を推進します。

大規模な災害発生時には、障がい者等の特に配慮を要する人は、災害情報の入手や 迅速な避難行動が困難であること、避難生活における心身の負担等から大きな被害を 受けることが想定されます。被災後の生活環境の変化等による災害関連死を防ぐため にも、避難行動支援及び避難生活支援を切れ目なく行うことをめざします。特に要支 援者への情報伝達体制や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティに おける支えあいの地域づくりを推進します。

#### (1) 防犯対策等の充実

警察や地域の関係団体等と連携して、防犯意識や交通マナー等の向上を図り、安全に暮らせる地域づくりに取り組みます。

また、障がい者が悪質商法の被害にあわないよう、消費生活相談窓口等の関係機関と連携し、消費者トラブルの未然防止を図ります。

主な事業	取り組み方針等
障がい者への消費	悪質商法や詐欺などの犯罪に遭遇しないよう、障がい者やそ
生活に関する啓発	の家族に対する啓発活動を実施する。
障がい者に配慮した	八尾警察署との連携により、地域における防犯教室の開催な
防犯教室	どの事業を実施する。
障がい者に配慮した	府立支援学校や小学校等での交通安全教室において、障がい
交通安全教室	児に対する交通安全に関する啓発を実施する。

#### (2) 防災対策の充実

同意者リスト等を活用した地域での顔の見える関係づくりをはじめ、災害時の安否確認、避難支援及び障がいの状況に配慮した避難所の適切な運営を推進します。

また、地域の防災訓練や地区防災計画の策定等を通じて、障がい者を含めた地域の 防災意識の向上とともに、障がい者自らが災害に備えることができる体制の充実を図 ります。

主な事業	取り組み方針等
防火啓発	住宅防火対策を推進するとともに、関係行政機関との連携強 化を図る。
緊急通報手段及び 援護体制の確保	閉庁時の急病やけが等の緊急事態に、聴覚障がい者またはその家族からの通報により、緊急搬送先の病院への手話通訳者の派遣依頼があった場合は、事前登録の手話通訳者を病院に派遣する。
災害時要配慮者の 避難支援体制の充実	地震等の災害時における避難・救援方法などの防災対策について、同意者リストや個別避難計画を活用した地域における見守り体制の構築の支援と障がい福祉サービス事業所等との連携による避難支援体制の強化を図る。
被災障がい者の 救援・救護、援護 体制の整備	災害発生時に、個別避難計画等の活用により、地域と障がい福祉サービス事業所等との連携による安否確認体制の充実を図る。 指定避難所や福祉避難所において、障がいの特性に配慮した支援体制を構築する。  災害時に、消防本部や危機管理課と連携し、コミュニティFM放送等を通じて、いち早く市民に災害の状況や生活に必要な情報を伝達する。
地区防災推進事業	地域で行われる防災訓練への助言・支援のほか、地域住民主体で作成する地区防災計画において、災害発生時に障がい者等の特に配慮を要する人を個別避難計画等を活用して把握し、地域コミュニティで支援する体制を構築するとともに、避難所運営マニュアルへの反映に努める。 さらに、感染症対策や二次被害防止の観点から、避難所の環境整備に努めるとともに、身の安全が確保できる場合には、避難所への避難だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難による分散避難について啓発する。

## 〔分野3〕 保健・医療

#### 【現状と課題】

障がい者をはじめとした市民の健康づくりにおいては、バランスのとれた食事や定期的な運動、十分な睡眠や休養が大切であり、規則正しい生活と定期的な健診が重要となります。

医療での課題として、定期的な受診による医療費負担の増加をはじめ、医療機関における障がい特性に応じた支援が十分でないことや専門的な治療を行っている医療機関が少ないことがあげられ、医療機関の体制の充実が求められています。

#### 【第4期計画の方向性】

保健・医療・福祉が連携した相談支援をはじめ、障がい者が身近な地域で必要な医療等を受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

また、障がい者が地域で健康に暮らし続けるために、保健・医療・福祉等の機関が連携し、健康の保持・増進、治療に関する施策を推進します。

さらに、精神障がい者の地域移行が進む中、身近な地域で必要とする医療的なケア 等を受けられるよう、地域の医療機関等と連携した取り組みを推進します。

感染症の予防や拡大防止については、障がい者をはじめ、市民全体への予防対策の 啓発や指導等を行うとともに、感染拡大時の相談体制や検査体制の確保及び医療機関 との連携による治療体制の確保を図ります。

## (1)健康の保持・増進対策の充実

障がい者の健康づくりを推進しながら、生活習慣病等の発生予防に取り組むととも に、健康診査や各種検診による疾病の早期発見、早期治療を促進します。

主な事業	取り組み方針等
障がい特性に配慮し た健康づくり	在宅障がい者を対象に歯科予防教育講習会を実施するなど、 個人の特性に応じた健康教育等について、関係機関と連携しな がら実施する。
生活習慣病の予防と	障がい者に配慮した各種がん検診や各保険者が実施する健康
早期発見	診査、保健指導を行う。
健康意識の普及・	健康まちづくり宣言の意義を踏まえ、誰もが情報を得られる
啓発	よう、健康づくりのための普及啓発を実施する。

## (2) 医療・リハビリテーション体制の充実

障がい者の性別、年齢、障がいの状態、生活実態等に応じたニーズの把握に努め、 医療機関等と連携を図り、適切な医療等が受けられる体制の充実に努めます。

主な事業	取り組み方針等
重度障がい者への医	重度障がい者が病気・負傷などにより医療保険で治療を受ける場合の自己負担額の一部を障がい者医療費助成制度により助成する。
療費助成	障がいの軽減、機能回復を図るための治療に要した費用の一部を自立支援医療制度(更生医療・育成医療)により助成する。
難病患者医療	療養生活の安定を図るため、医療機関等と連携し、患者及びそ の家族の支援を行う。
難病患者の療養支援	難病患者が地域で安心して療養生活を送れるようにリハビリ
の充実	等を通じて専門相談事業を実施する。

#### (3)感染症対策の充実

感染症の予防や拡大防止等に関する啓発や情報提供、感染拡大時の相談体制や検査 体制の確保及び医療機関との連携による治療体制の確保を図ります。

また、国、府と連携しながら、マスクや消毒液等の衛生物品の確保に努めます。

主な事業	取り組み方針等
感染症対策の充実	感染症法の理念に基づき、感染症の予防や拡大防止対策に取 り組み、公衆衛生の向上及び増進を図る。
衛生物品等の支援	事業所等における感染拡大防止や事業継続に備え、国や府等 と連携しながら、エタノールやマスク等の衛生用品をはじめ、事 業を継続するために必要な物品等を提供する。
感染症発生時の支援 体制の充実	障がい福祉サービス事業所や障がい者団体等と連携し、障が い者の状況を把握するとともに、相談支援体制等の充実を図る。

## (4) こころの健康づくり

精神障がい者の地域移行の進展に伴い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの活用などにより、精神障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関等との連携強化に取り組みます。

主な事業	取り組み方針等
精神障がい者への医 療費助成	精神疾患があり、継続的に通院治療を受ける人に対する医療 費助成に係る支援を行う。
精神的な疾患や精神 障がい者に関する 相談体制の充実	保健所や相談支援センター等との連携により相談支援体制を 充実する。
精神障がい者に関する 関係機関の連携強化 (精神障がいにも対応 した地域包括ケアシ ステムの構築)	保健所と連携し、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を 設置し、情報共有を図るとともに、精神障がい者の入所施設・病 院等から地域生活への移行にかかる切れ目のない支援体制の構 築を進める。
こころの健康相談	こころの健康相談で、統合失調症、うつ病、依存症等の精神科 疾患に関する医療相談を行う。

#### 【現状と課題】

障がい者の就労には、職場の上司や同僚に障がいへの理解があることや、就労時間 や就労内容に関し、障がい特性に応じた就労形態が必要です。また、障がい者の就労 後の職場定着に関しては、障がい者が働き続けるための環境づくりが必要です。

また、障がい者の法定雇用率の高まりを受け、企業等の障がい者雇用の体制整備が求 められており、障がい者が一般就労の際に利用する制度としては、ハローワークやジョ ブコーチ、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターの利用意向が高まっています。

#### 【第4期計画の方向性】

働く意欲のある障がい者がその適性に応じた能力を十分に発揮することができるよ う、多様な就業の機会を確保するとともに、就労に向けた支援と就労後の職場での定 着支援の充実に取り組みます。

また、障がい者の雇用の促進を図るため、企業等に対しては、障がい特性に配慮し た職場環境が整備されるよう、障がい者雇用に関する理解啓発に取り組むとともに、 障がい者のニーズに応じた雇用の機会の拡充を図ります。

心身の状況から一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労を確保しつつ、一般就 労に向けた支援の充実に取り組みます。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から物品や役務を調達 することにより、障がい者の工賃向上につなげます。

#### (1)一般就労への支援

障がい者の多様な就労ニーズに応じた就労支援が必要であることから、教育や福祉 などの関係機関と就労支援機関との連携による一般就労への支援の充実を図るととも に、企業等における障がい特性への理解や配慮を促し、就労機会の拡充を図ります。

また、障がい者が安心して働き続けることができるよう、企業等や就労支援事業所 との連携により、就労後の職場定着に向けた支援に取り組みます。

主な事業	取り組み方針等
障がい者に配慮した 職員採用試験の実施	職員採用にあたり、地方公務員法等の要請に基づき、公平かつ 公正に競争試験を実施する中で、障がいの特性に応じた受験機 会の拡大及び雇用機会の確保に継続的に取り組む。
障がい者の就職機会 の確保	障がい者の一般就労を推進するため、ハローワーク等、関係機 関と連携し、一般就労につながる直接的な就職機会の場の提供 などを行う。
就労先の開拓	障がい者の就労先の確保に向け、八尾・柏原障害者就業・生活 支援センターにおいてハローワーク等と連携し、障がい者の実 習や雇用を行う企業を開拓する。
事業主への情報提供の充実	トライアル雇用(ハローワークの職業紹介により障がい者を短期の試行雇用で受け入れること)や障害者雇用助成金など、障がい者を雇用する企業への支援制度について、情報を提供する機会の拡充に努める。

主な事業	取り組み方針等
就労に向けた訓練情 報の提供	職業能力の向上や各種資格取得を目的とした各種講座・訓練 の情報を提供する。
福祉、保健、労働、 教育、商工等の関係 機関の連携	八尾・柏原障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉、保 健、労働、教育、商工等と連携した支援を実施する。
就労に向けた相談支援	障がい者を含む雇用・就労が実現しない就労困難者等を対象に、国(労働局)や大阪府、ハローワーク等、関係機関や地域の団体との連携を図りながら、雇用・就労に向けた個別支援を実施する。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿って事業所の確保に努める。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人の就労に伴って 生じる生活面の課題を解決し、長く働き続けられるようにサ ポートする。
ジョブコーチ支援と の連携	府が実施するジョブコーチの派遣を活用するなど、知的障がい者、精神障がい者の職場適応を容易にするため、きめ細やかな 人的支援の充実を図る。

#### (2)福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がい者が、障がい特性や能力に応じて働くことができるよう、 福祉的就労の提供体制の充実を図ります。

また、障がい者就労施設等の製品開発や販路拡大を促進するとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から物品や役務を調達することで、障がい者の工賃向上を図ります。

主な事業	取り組み方針等
就労継続支援事業	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。障がい福祉計 画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿って事業所の確保 に努める。
アンテナショップの 運営支援	アンテナショップを拠点に、障がい者就労施設等の製品の販路拡大と生産活動の活性化を図る。また、アンテナショップにおける販売・接客等を通じて、障がい者の社会適応訓練の実践の場となるよう支援を継続する。
障がい者就労施設等 の工賃向上に関する 取り組み	官公需による障がい者就労施設等からの物品や役務の積極的な 調達を推進する。また、官公署以外の民間企業にも、障害者優先調 達推進法に基づく優先調達を奨励し、工賃向上を図る。

## 〔分野5〕 生活支援

#### 【現状と課題】

障がい者の在宅支援において、障がい福祉サービス等の充実は欠かせず、特に、親なきあと等を含む障がい者の自立に向けたグループホーム等の居住の場の確保や、ショートステイなどの受け入れ先の確保が課題となっています。

また、障がい者の重度化・高齢化等により課題やニーズが多様化・複雑化している中、一事業所では支援が困難な事例が発生しており、基幹相談支援センターを中心に、事業者間連携による支援体制をはじめ、保健・医療・福祉などの横断的な相談支援体制の充実が求められます。特に、医療的ケアが必要な障がい児の支援においては、医療機関等との連携の強化が必要です。

#### 【第4期計画の方向性】

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で気軽に相談できる場の確保と、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障がい者の自立した生活を支えるために必要なサービスの提供に努めるとともに、適切なサービスを提供するため、人材の育成と確保を促進します。

障がい者の地域移行の進展に伴い、障がい者が地域で生活するための受け皿として、 グループホーム等の居住系サービスの提供体制の充実を図ります。

さらに、障がい者の重度化・高齢化や親なきあと等を見据え、グループホームや入 所施設といった多様な生活の場の充実と地域全体で障がい者を支える体制の整備に取 り組みます。

#### (1) 在宅生活の支援

障がい者の多様なニーズに応じた障がい福祉サービスを提供し、在宅での生活を継続できるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携し、障がい福祉サービスの充実を図ります。

主な事業	取り組み方針等
訪問系サービス	居宅で入浴・排泄・食事などの介護を行う。また、重度障がい者でホームヘルパーによる入浴や施設での入浴が困難な場合に、自宅へ訪問入浴車と介助員を派遣する。
短期入所	利用者の休息及び介護者の休息、負担軽減、きょうだい児支援 などの理由により、一時的な宿泊を伴う入所によって障がい者に 入浴、排せつ、食事などの介護を行う。障がい福祉計画で定める 見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
日中活動系サービス	障がい者がそれぞれの年齢・ライフステージに応じて、身体的・精神的・社会的な適応能力を高めるための介護、訓練を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。

主な事業	取り組み方針等
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
在宅サービス等供給 主体の拡大	制度の安定化やサービス供給主体の拡大が必要であるため、 事業所への働きかけを行う。
福祉用具の給付	障がい者の身体的機能を補う補装具、日常生活用具等について継続して交付や給付、貸与を行う。日常生活用具は、障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。
ふれあい収集	家庭で排出されるごみを自ら集積場所まで持ち出すことが困 難な高齢者、障がい者、傷病者及び妊産婦に対し、玄関先などで ごみを収集する。
障がい者の地域生活 の支援	障がい者の重度化・高齢化等を見据えた緊急時の相談支援体制や受入れ先の充実及び障がい者の地域生活の受け皿であるグループホームに対する医療機関と連携した支援の充実を図る。(地域生活支援拠点等における機能の充実)

#### (2)居住系サービスの確保

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、親なきあと等を含む障がい者の自立に向けた居住系サービスの充実を図ります。

主な事業	取り組み方針等
グループホームの整 備	障がい者の地域移行の進展や親なきあと等を含め、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備を図るとともに、利用ニーズに応じたサービス提供体
	制を確保する。
施設入所支援	在宅生活が困難な障がい者に対して、施設入所により、入浴、排泄、食事の介護等の支援を行う。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に沿ってサービスを提供する。

#### (3)移動手段の確保

障がい者の日常生活・社会生活の移動手段として、移動支援事業をはじめ、移動に 関する助成制度の適正利用を図ります。

主な事業	取り組み方針等
移動支援	在宅で生活している障がい者の外出における移動の介護及び
	それに伴う身体の介護等の援助を提供し、障がい者の社会参加
	を促進する。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方
	策等に沿ってサービスを提供する。

主な事業	取り組み方針等
タクシー利用助成	重度障がい者の日常生活や社会生活における移動支援のため、タクシー利用券を交付し、タクシーの基本料金を助成する。
自動車改造費等の補 助	自動車操向装置の取り付け等に関する改造費や自動車運転免 許取得費の補助を行うことで、身体障がい者の社会参加の促進 を図る。
新たな交通体系の検討	障がい者など移動困難者の移動の利便性を高めるため、交通 不便地において持続的かつニーズに合った新たな公共交通の制 度設計を行う。
福祉有償運送	NPO法人や社会福祉法人などが、移動困難者を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う福祉車両等による移送サービス(福祉有償運送)について、中部ブロック福祉有償運送市町村共同設置運営協議会において、その必要性や収受する対価等を協議する(社会福祉協議会などの事業所において事業を実施)。

## (4)相談・窓口体制の充実

障がいのある高齢者や生活困窮といった複雑化・複合化した支援ニーズにきめ細かく対応するため、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所や障がい者団体、福祉関係機関との連携を強化し、福祉横断的な相談・支援体制の整備を進めます。

主な事業	取り組み方針等
	基幹相談支援センターを相談支援の拠点とし、相談支援の充
相談窓口機能の充実	実を図る。また、市の窓口のほか各相談支援センターや八尾市立
及び関係機関との連	障害者総合福祉センターなどでの相談事業を行い、各種相談機
携強化	関や関係機関が連携した支援体制の充実を図る。
	(地域生活支援拠点等における相談支援体制の強化)
ピアカウンセリング	精神障がい者の相談体制の充実に向け、ワークショップや講
実施の検討	演会などの本人活動支援を行うなど、障がい者同士が共感しあ
天心の快部	える場の充実を図り、相談支援体制の基盤づくりを検討する。
	障がい者や障がい児の保護者等のさまざまな相談に応じ、必
	要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、
l 相談支援事業	権利擁護のための必要な支援を行う。また、さまざまな障がいに
怕談又扳 <del>手未</del>	応じた専門的な対応ができる体制を整備する。相談支援事業は
	障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策に沿って
	サービスを提供する。
自立支援協議会の運 営	障がい福祉サービス事業所や雇用・教育・医療などの分野の関
	係者から構成される八尾市自立支援協議会で関係機関のネット
	ワークの構築及び情報共有を行い相談体制の充実を図る。

主な事業	取り組み方針等
高齢者あんしんセン	認知症等により判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体
ター(地域包括支援	性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続するため、高齢
センター)運営事業	者あんしんセンターにおける権利擁護相談や支援を行う。
	さまざまな事情で暮らしに困っている人を対象に、生活相談
生活困窮者自立相談	サポーターが生活の自立に向けて、一人ひとりの理由に応じた
支援	支援プランを作成し、住居確保給付金支給などの制度案内や専
	門機関等との連携により、生活の自立に向けた支援を行う。
	制度や組織に縛られない、国が示す「断らない相談支援」を実
	現するために、「つなげる支援室」を設置し、介護、障がい、子
多職種連携ネット	育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を関
ワーク推進事業	係機関で連携して支える仕組みづくりを行う。
	また、福祉生活相談支援員を配置し、生活困窮者をはじめとす
	る地域で福祉課題を抱える人や世帯への相談事業を実施する。

## (5)情報提供の充実

障がい者が日常生活や社会生活で必要な情報を、迅速にわかりやすく取得できるよう、市の広報紙やホームページなど、障がいの種類や程度に応じた各種媒体の活用を進めるとともに、多様な情報提供手段を検討するなど、情報アクセシビリティの向上を図ります。

主な事業	取り組み方針等
行政情報アクセシビ リティの充実	市で行う各種広報等について、障がいの種類や程度に応じた情報提供を行う。 情報提供の手法として、音訳・点訳・手話通訳による情報提供を充実させる。 市で行う各種広報等について、障がい者をはじめ、すべての市民が利用しやすいホームページとなるよう、ユニバーサルデザイン化を図るなど、情報アクセシビリティの向上を図る。 市で行う広報などについて、ホームページなど各種情報提供
	手段の充実を図る。
障がい福祉に関する 情報提供	「障がい者福祉のしおり」の配布を通じて、日常生活の支援制度や助成制度、相談窓口の案内など、多くの障がい者が必要とする情報をわかりやすく提供する。
障がい福祉サービス 事業所情報の提供	児童発達支援センターや放課後等デイサービスをはじめとした通所施設の特徴を掲載した事業所情報を公開し、利用者が事業所を選択するための情報としてわかりやすく提供する。

## 〔分野6〕 住環境

#### 【現状と課題】

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備が 求められ、身近な地域での暮らしの場の確保と、日常生活における社会的障壁の除去 やアクセシビリティの向上を進めるため、道路や公共施設におけるバリアフリー化が 必要です。

#### 【第4期計画の方向性】

障がいの有無にかかわらず、あらゆる障壁を取り除き、誰もが快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、住環境の整備と道路や公共施設など不特定多数の人が利用する施設等におけるバリアフリー化を進めます。また、公共空間における安全性を確保するために、駅周辺の交通マナー等に対する理解啓発を図ります。

#### (1) 住環境の整備

障がい者が安全で快適な環境で過ごせるよう、住宅のバリアフリー化や市営住宅の 建替えに伴うバリアフリー化を推進します。また、建築士等による住宅相談を実施す るほか、賃貸住宅における入居促進を図ります。

主な事業	取り組み方針等
住宅改造	障がい者が住み慣れた自宅で自立し、安心して生活できるよう、住宅改造に関する相談や改造費用の助成を行う。
障がい者住宅バリア フリー相談	障がい者が自宅で生活するために必要なバリアフリーについて、「建築士・弁護士による相談(住宅相談)」を実施する。
市営住宅の整備・ 改善	地域等と連携し、市営住宅の建替えや改善等、市営住宅の機能 更新を進める中で、障がい者等が利用しやすい住宅の整備を推 進する。
住宅入居等支援	大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度など、障がい者等が 円滑に入居できる仕組みの普及・促進に努める。 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人 がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に 必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主などへの助言等 を通じて障がい者の地域生活を支援する。

## (2) 道路・公園・公共施設の整備等

障がい者が地域の主体として社会参加できるよう、道路や公園、公共施設における 利便性・安全性を高めるため、バリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関に ついて、各事業者と連携しながら駅舎のバリアフリー化等を促進します。

また、違法・迷惑駐車や放置自転車を防止し、公共空間の安全を確保します。

主な事業	取り組み方針等
公共建築物のバリア フリー整備促進	既設建築物・新設建築物に対して段差解消やエレベーター設 置等を促進し、バリアフリー化を図る。
民間建築物のバリア フリー整備促進	障がい者を含む不特定多数の人が利用する建築物に対して、 バリアフリー法等に基づき、新築・増築時にバリアフリー化を誘 導する。
道路・歩道・公園の整備	違法・迷惑駐車防止の啓発パトロールを実施し、地域での迷惑 駐車防止活動を支援する。 放置自転車を原因とする公共空間の機能不全や安全阻害の回 復を図るために、自転車利用者のモラル向上を市民と共に啓発 し、自転車駐輪場等の整備を図る。 駅周辺の道路及び駅前広場など重点的・一体的に整備するた めの交通バリアフリー基本構想を策定し、各鉄道駅及び周辺の 整備事業は概ね完了している。 駅周辺道路は商店や人通りが多いため、事業に対する理解と 協力が不可欠であり、効果の検証を行うとともに、障がい者等が 利用しやすい歩行空間の確保に努める。 都市公園の新設や再整備にあたり、段差を解消し、広い園路の 確保、障がい者等が利用しやすいトイレや水飲み場の設置を検 討する。

#### 【現状と課題】

障がい者の地域交流として、近所づきあいや自治会活動等を望む意見がある中、コ ミュニケーションの難しさを感じることで地域交流はしたくないという意見がありま す。また、障がい者の地域活動として、公園等の清掃活動や障がいの理解啓発活動を 望む意見がある中、一方では、地域活動の情報取得が困難であり、参加しにくいとい う意見もあります。

障がい者の地域交流等にあたっては、意思疎通を円滑にする必要があるため、近年 飛躍的に普及しているICT等を使ったコミュニケーション手段の充実や情報提供の 促進が求められています。

#### 【第4期計画の方向性】

障がい者が地域の中で、より楽しく充実した生活を送るために、地域交流を促進し ます。また、障がい者が地域で役割を持ち、地域の担い手として活躍できるよう、地 域活動への参加を促進します。さらに、地域交流や地域活動への円滑な参加促進に向 けて、ICT等も活用しながらコミュニケーション支援の充実を図ります。

障がいの有無にかかわらず、地域団体や学校等の関係機関と連携し、地域住民と障 がい者が気軽に集い、交流できる場や機会の提供と充実を図ります。

また、誰もが地域社会を構成する一員として活躍できるまちづくりを見据え、さま ざまな地域活動や障がい者団体等との活動を通じて、地域社会とのつながりを深めま す。

さらに、広く市民全体にコミュケーション支援自体の理解や地域社会とのつながり が深まるよう、コミュニケーション支援の重要性を明らかにするため、条例化を含め た検討を行います。

#### (1) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者の派遣や点訳、音訳等、コミュニケーションが円滑に行えるよう、障が い特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

主な事業	取り組み方針等			
奉仕員養成研修	聴覚・言語障がい者や視覚障がい者のコミュニケーション手 段を確保し、社会参加の促進を図るため、手話・点訳・音訳・要 約筆記の奉仕員養成講座を実施する。			
手話・音訳の啓発活 動の充実	学校・地域の方への手話・点訳・音訳・要約筆記の啓発を行う。			
意思疎通支援	聴覚・言語障がい者等が社会生活をする上で、公的機関・医療機関等へ外出が必要なときに、コミュニケーションの手段として手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加の促進を図る。また、地域に意思疎通支援が広まるよう、制度の周知を図る。			

## (2) 地域交流の促進

障がい者が地域交流できる機会・場づくりとして、地域のお祭りや市民スポーツ祭など、地域のイベント等への参加を促進します。

また、障がい者の居場所づくりや仲間づくりにつながるよう、スポーツ・文化活動 を通じた交流の促進を図ります。

主な事業	取り組み方針等				
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図る。障がい福祉計画で定める見込量や見込量確保の方策等に 沿ってサービスを提供する。				
障がい児の学校外活 動の支援	放課後子ども教室支援事業でスポーツや社会体験などに地域 全体で取り組み、子どもの居場所づくりの充実に努める。 放課後の児童の健全育成を図るため、小学校の教室等を活用 して運営している放課後児童室において、障がい児の受入れ体 制を充実する。				
	障がい者同士、障がいのある人とない人との交流を促進するため、八尾市立障害者総合福祉センターにおいて、芸術文化に関する講座等やスポーツ大会、レクリエーション事業を実施する。				
障がい者同士の交流	障がい者スポーツ教室を開催し、障がい者同士の交流を図る。				
地域生活での交流   	障がい者が、社会貢献活動に興味を持ち参加することで、交流できる場の増加につなげることができるよう、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」による社会貢献活動を行う団体の情報提供を行う。				
	障がい者及びその家族が利用する障がい福祉農園の活性化を 図り、農園を通じた地域交流の促進を図る。				
中途失明者の社会参 加事業	中途失明者歩行訓練など、事故や病気で中途失明された障が い者に対して、ひとりで安全に歩行するための訓練を実施する。				

## (3)地域活動への参加

障がい者が地域の一員として、助けあい、支えあい、活躍できるよう、地域福祉活動やボランティア活動への参加促進を図ります。

主な事業	取り組み方針等		
ボランティア活動の 推進	地域福祉の担い手として、障がい者を含む市民ボランティア の育成と活動のための条件整備を図る。		
市民活動への参加促進	障がい者団体等の活動を通じて、障がい者が市民活動に参加 できるように支援を行う。		
	障がい福祉の向上に資する活動をはじめ、住民団体等が行う 地域福祉活動に対し、地域福祉推進事業助成金を交付すること により、地域活動への参加を促進する。		
	障がい者が、身近な地域で行われている市民活動に興味を持ち、市民活動に参加できるよう、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」による市民活動を含めた公益活動を行う団体の情報提供を行う。		

#### 【現状と課題】

芸術文化活動やスポーツ及び趣味やレクリエーション活動は、障がい者の毎日の暮 らしの中で、重要な生きがいとなっています。一方で、実際の過ごし方として、この ような活動をしている人は少ない状況です。

障がい者からは、生涯学習の場の充実や障がいの有無にかかわらず参加できるイベ ントの充実を求める声があり、生涯学習の機会として、ICTを活用した各種講座等 の充実が求められています。

#### 【第4期計画の方向性】

障がい者が芸術文化活動、スポーツ、生涯学習などを通じ、それぞれのライフスタ イルにあった生活の豊かさを求められるよう支援を充実します。

また、障がい者が地域において芸術文化、スポーツに親しむことができる施設・設 備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた芸術文化やスポーツに関す る人材の育成、関係者のネットワークづくりを促進します。

また、障がい者が生涯にわたり、芸術文化やスポーツなどのさまざまな機会に親し むことができるよう、多様な学習活動等の機会の充実を図ります。

#### (1)芸術文化活動等の推進

障がい者をはじめ、市民が気軽に芸術文化に親しむことができるよう、市内で開催 される講演会や芸術鑑賞などの機会の充実を図り、芸術文化活動に参加しやすい環境 づくりに取り組みます。

また、障がい者のスポーツへの参加を促進し、体力や競技力の向上を図る機会の提 供に取り組むとともに、スポーツを通じた生きがいづくりを促進します。

主な事業	取り組み方針等			
芸術文化活動の促進	市立図書館で市民ボランティアの協力を得ながら、図書の対面朗読を実施する。点字図書や障がい者字幕付ビデオを所蔵し、 来館が困難な人に、図書の宅配サービス、CDの郵送貸出等を行う。			
	八尾市立障害者総合福祉センター等において、陶芸や絵画、フラワーアレンジメントなどの芸術活動を通じた生きがいづくりを促進する。			
スポーツ・レクリ エーション活動の促 進	八尾市立障害者総合福祉センター等において、ボッチャなどのパラスポーツをはじめとする各種スポーツの実施や大会を開催するなど、スポーツ活動を通じた生きがいづくりを促進する。 視覚障がい者にスポーツの楽しさを味わってもらうとともに、健康の保持増進を目的としたスポーツ教室を開催する。 また、障がい者が参加するスポーツ大会や教室の普及に必要な、指導者養成講習会を実施するとともに、研修を受けた指導者が、スポーツ活動に参画できるよう働きかける。			

主な事業	取り組み方針等			
八尾市立障害者総合 福祉センター等にお ける生涯学習の推進	障がい者の学習活動を支援するため、障がいの種別や程度に 応じた各種講座等を開催する。パソコン、料理、茶華道、手芸な ど、生涯学習の機会を提供する。			
芸術文化振興事業	芸術文化振興プランの基本方針に基づき、障がい者をはじめ、 さまざまな人々に芸術文化に親しむ機会の充実に努める。 文化会館において、バリアフリー設備の設置、点字版利用のし おりの配布、一部主催事業におけるやさしい日本語による公演 チラシの作成や要約筆記の導入・看護師の配置等を行う。			

#### 【現状と課題】

障害者差別解消法の施行後においても、障がいや障がい者への理解が地域社会に十 分浸透しているとは言えない状況であり、社会のあらゆる場面で社会的障壁を取り除 く合理的配慮が求められます。

障がい者の権利や財産を守るため、権利擁護や虐待防止について関係機関との連携 や、成年後見制度の活用の促進が必要です。

#### 【第4期計画の方向性】

障がいの有無にかかわらず、市民が等しく日常生活や社会参加ができるよう、あら ゆる場面で社会的障壁を取り除く合理的配慮の浸透を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けた重要な制度である成年後見制度については、十 分に利用されているとは言えず、障がい者の重度化・高齢化の進展や親なきあと等を 見据えて、金銭管理を含め、自立した生活環境を整える必要があり、制度周知を含め て利用の促進を図ります。

障がい者の虐待に関しては、基幹相談支援センターをはじめ、虐待防止センターや 相談支援事業所等と連携し、迅速に対応できる体制を充実します。

#### (1)権利擁護システムの充実

障がい者に対する権利擁護のため、地域自立支援協議会や社会福祉協議会等の関係 機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

主な事業	取り組み方針等			
権利擁護支援の仕組 みづくり	高齢の障がい者や高齢の養護者と住む障がい者等の権利擁護のための取り組みを効果的に実施していくため、基幹相談支援センターをはじめ、高齢者あんしんセンターなどの関係機関との連携強化を図る。			
成年後見制度の普及 と利用支援	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人で、配偶者もしくは2親等内の親族がいない人について、市が後見開始等の審判申立てを行うとともに制度の普及に努める。			
権利擁護の推進	八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関として、 専門職団体、関係機関が連携、協力する「協議会」を設置し、支 援する仕組みづくりを行う。また、権利擁護支援が必要な人の増 加に対応するため、地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成 支援を行う。			
法人後見事業	八尾市社会福祉協議会が、家庭裁判所の選任により、法人として後見人等に就任し、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を行い、本人の権利を擁護する。			

主な事業	取り組み方針等		
市民後見人推進事業	八尾市社会福祉協議会において、親族以外で後見業務を行う 第三者後見人の新たな担い手として、身近な市民という立場で 後見活動を行う市民後見人を養成し、適切に活動できるよう支 援する。		
日常生活自立支援事業	八尾市社会福祉協議会において、認知症や知的・精神障かにより判断能力が不十分な人について、契約により本人わって、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行		

## (2) 虐待防止対策の充実

関係機関等との連携を強化し、障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応ができる体制の構築を図ります。

主な事業	取り組み方針等			
 べい者虐待防止 √ター事業	八尾市障がい者虐待防止センターを中心に、障がい者の虐待 防止に取り組む。また、虐待を未然に防ぎ早期発見に努めるた め、関係機関と連携し、啓発活動にも取り組む。			

## 〔分野 10〕 理解・啓発

#### 【現状と課題】

障がい者理解が深まるためには、障がい及び障がいのある人や合理的配慮に関する理解啓発や、学校における福祉・ボランティア教育の充実が求められています。とりわけ、子どもの頃からの障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「こころのバリアフリー」の推進が求められます。

また、障がい者理解の啓発には、障がい者をはじめ、すべての市民に対する理解の 浸透が必要であり、効果的な理解啓発手法の検討が求められます。

#### 【第4期計画の方向性】

障がいの有無にかかわらず、ともに認めあい、支えあいながら、地域で共に暮らしていくために、地域や学校、企業等におけるさまざまな場面において、関係機関と連携し、効果的な障がい者理解の啓発に取り組みます。

#### (1)教育・啓発活動の充実

子どもから大人まで、家庭や地域、学校、会社などあらゆる場面で、障がい者の人権や障がいに対する正しい理解と知識を深め、合理的配慮を実践できるような教育・ 啓発活動を推進します。

主な事業	取り組み方針等			
障がい者理解教育の 推進	障がいや障がい者に対する正しい理解と知識を深めるために、障がい者団体が、主に小中学校の児童・生徒を対象に、障がいの疑似体験や、障がい者から児童・生徒が直接話を聞く障がい福祉学習を実施する。			
障がい者雇用に関す る啓発活動の推進	事業所を対象とした障がい者雇用の促進を図るための啓発活動を行う。 障がいの特性を理解し、雇用を促進するため、事業所を対象とした効果的な啓発のあり方について検討する。			
障がい児理解の推進	障がいや障がい児に対する正しい理解が進むよう、障がい児 との交流・共同学習や啓発冊子の発行、作品展等を行う。			
参加体験型の人権啓 発の実施	「ひゅーまんフェスタ」等において、人権を考えるプログラム や参加体験型学習を実施する。			

主な事業	取り組み方針等				
啓発広報活動の実施	「障がい者フォーラム」など、広く市民を対象としたイベント を通じて、障がいや障がい者に対する理解を促進する。				
	「ひゅーまんフェスタ」や「人権啓発セミナー」、「地区人権研修」などにおいて、障がい者の人権に関する講演会・展示等を開催する。				
市職員や障がい福 祉・保健の従事者に 対する研修	市職員や障がい福祉等に関わる人に対して、障がい者の人権 をテーマにした人権教育の研修やイベント等を実施し、資質の 向上を図る。				
ヘルプマーク・ヘル プカードの推進	ヘルプマーク・ヘルプカードについて普及啓発を行い、支援を 必要としている人が身近にいることの理解や周囲の支援を促進 する。				

## (2)行政への参画

障がい者施策の推進や計画策定のプロセスに、障がい者やその支援者、ボランティア等が参画し、障がい者の視点に立った施策展開を実践します。

主な事業	取り組み方針等			
障がい者施策への参 画	障がい者団体の代表が、障がい者福祉専門分科会にて、障がい者基本計画の立案から進捗管理に関わり、障がい当事者やその支援者等から構成される障がい者基本計画ワーキング会議にて計画に基づく施策等を実践する。			
安全な歩行空間の確 保に向けた啓発の推 進	すべての市民の安全な通行環境の確保のため、障がい者等が 実施する放置自転車に関する啓発活動と協働しながら、交通の 安全確保に向けた啓発を推進する。			
障がい者が選挙に参加しやすい環境づく り	各投票所の段差解消のための簡易スロープの設置や選挙対策本部への手話通訳者の配置、視覚障がい者用に点字の選挙公報や朗読テープを送付するなど、障がい者が選挙に参加しやすい体制整備に努める。			

# 資料編

## 1. 計画の策定経過

令和3年度(2021年度)から実施する第6次総合計画にあわせ、第4期障がい者基本計画と第6期障がい福祉計画等を同時に策定しました。

年度	年月日	協議事項等
令和元年度)	令和2年(2020年) 1月9日(木)~ 1月31日(金)	市民アンケート調査の実施
	2月21日(金)~ 3月2日(月)	事業所アンケート調査の実施
令和2年度(2020年度)	7月10日(金)	第1回 社会福祉審議会本会議(書面開催) ・委員の委嘱 ・会長の選任  第1回 障がい者福祉専門分科会本会議(書面開催) ・分科会長の選任及び部会委員の選出 ・計画策定検討体制及びスケジュール等の確認
	8月1日(土)	第1回 障がい者基本計画ワーキング会議 ・第4期障がい者基本計画の策定に向けた概要説 明
	8月21日(金)	第1回 障がい者福祉専門分科会部会 (障がい者支援部会、障がい児支援部) ・市民アンケート調査等の結果報告 ・第5期障がい福祉計画等の実績報告 ・第6期障がい福祉計画等の策定に係る障がい福祉サービス見込量算出方法の説明
	8月23日(日)	第2回 障がい者基本計画ワーキング会議 ・第4期障がい者基本計画の施策方針の検討 (日常生活における課題等の意見交換)
	8月25日(火)	第1回 障がい者福祉専門分科会部会 (意思疎通支援検討部会) ・意思疎通支援の検討趣旨の説明 ・市民アンケート調査の結果報告 ・意思疎通支援にかかる事業内容の説明 ・意思疎通支援に関する意見交換
	9月12日(土)	第3回 障がい者基本計画ワーキング会議 ・第4期障がい者基本計画の施策方針の検討 (日常生活における課題等の意見交換)

年度	年月日	協議事項等
	9月17日(木)	第2回 障がい者福祉専門分科会部会
		(障がい者支援部会、障がい児支援部)
		・第6期障がい福祉計画等の骨子(案)の検討
	9月25日(金)	第2回 障がい者福祉専門分科会部会
		(意思疎通支援検討部会)
		・意思疎通支援の課題とあり方等の検討
	9月26日(土)	第4回 障がい者基本計画ワーキング会議
		・第4期障がい者基本計画の施策方針の検討
		(施策展開の方向性の意見交換)
	10月3日(土)	第5回 障がい者基本計画ワーキング会議
		・第4期障がい者基本計画の施策方針の検討
		(施策展開の方向性の意見交換)
	10月19日(月)	第1回 地域自立支援協議会本会議
		・第6期障がい福祉計画等に関する意見書の検討
令		第3回 障がい者福祉専門分科会部会
和	10 5 00 5 (1)	(意思疎通支援検討部会)
2	10月20日(火)	・意思疎通支援にかかる課題と方向性等について
和 2 年 度		の報告書(案)の検討
	11月5日(木)	第2回 社会福祉審議会本会議
0		・第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計
2020年度		画等の骨子(案)の報告
生	12月8日(火)	第2回 障がい者福祉専門分科会本会議(書面開催)
度		・ワーキング会議の意見報告
		・地域自立支援協議会の意見書の報告
		・第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画
		等(素案)について検討
	12月21日(月)~	パブリックコメントの実施
	令和3年(2021年)	第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画等
	1月20日(木)	(素案)の公表、意見募集
	2月12日(金)	第3回 障がい者福祉専門分科会本会議(書面開催)
		・ パブリックコメントの結果等の報告
		・第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画
		等(案)の報告
	3月15日(月)	第2回 地域自立支援協議会本会議(書面開催)
		・第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画
		等(案)の報告
	3月16日(火)	第3回 社会福祉審議会本会議(書面開催)
		・第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画
		等(案)の報告
		- ****

## 2. 八尾市障がい者基本計画ワーキング会議の内容

八尾市障がい者基本計画ワーキング会議は、本市の障がい者施策のあらゆる段階において、障がい者の主体的な活動を進めることを目的として、平成14年(2002年)4月1日から設置しています。会議の愛称は「くれよん組」です。

毎年活動テーマを設定し、計画の実践に向けた取り組みを行っています。

#### I 会議の概要:第4期八尾市障がい者基本計画に関する施策の方向性の検討

第6次八尾市総合計画における本市のまちづくりの施策と方向性を一にした計画となるよう、本市のまちづくりの目標に沿って施策分野を再編しました。

ワーキング会議では、再編した施策分野に基づき、障がい当事者等の日常生活等における課題を抽出し、あるべき姿について意見交換を行い、本計画に反映させました。

#### Ⅱ ワーキングメンバー構成(令和2年度(2020年度))

視覚障がい3名、聴覚障がい1名、肢体不自由1名、精神障がい2名、 知的障がい1名、難病1名、ボランティア4名

計 13名

#### Ⅲ 会議の日程

第1回:令和2年(2020年)8月1日(土)

内 容:第4期八尾市障がい者基本計画の概要説明

計画策定スケジュールとワーキング会議のスケジュールの確認

第2回: 令和2年(2020年) 8月23日(日)

内 容:課題の抽出(ワークショップ)

テーマ1:幼児教育・療育、学校教育、進路指導の充実等

テーマ2:防犯・防災、健康・医療、相談

テーマ3:芸術文化活動

第3回:令和2年(2020年)9月12日(土)

内 容:課題の抽出(ワークショップ)

テーマ4:在宅生活、就労、日中活動、移動手段、バリアフリー

テーマ5:コミュニケーション、交流・社会参加、権利擁護・虐待防止

テーマ6:障がい者理解啓発活動・情報提供、行政への参画

第4回:令和2年(2020年)9月26日(土)

内 容:施策の方向性(あるべき姿)について、意見交換

第5回:令和2年(2020年)10月3日(土)

内 容:施策の方向性(あるべき姿)について、意見交換

#### 『前期計画期間におけるワーキング会議の取り組み』

#### ≪平成20年度(2008年度)≫

「バリアフリー」について "障がい者だけでなく、お年よりからベビーカーを押した母親など、さまざまな立場の人にとって必要なこと"という視点で議論しました。議論の内容をまとめた提案書を公共交通機関へ提出し、これを受け翌年11月には公共交通機関の社員研修に車いす利用者が参加しました。

#### ≪平成21·22年度(2009·2010年度)≫

「ソフト面のバリアフリー」について、障がいの有無に関わらず自然な交流を深めるきっかけとして"ディスコン"というニュースポーツに着目し、ディスコン大会を実施しました。

また、市政情報の提供のあり方について議論し、情報を取得しにくい障がい者のため の市政だよりの情報を抜粋したダイジェスト版の試作を行うこととしました。

#### ≪平成25·27年度(2013·2015年度)≫

平成28年(2016年)4月から施行される障害者差別解消法を見据えて、障がい者フォーラムにて「障がい者差別について」をテーマとして、メンバーの実体験をコントにするなど、前向きな表現にて障がい者差別の解消を提言しました。また、障がい者差別に関するシンポジウムを開催し、障がいによる差別の禁止と合理的配慮について意見交換を行いました。





#### ≪平成29年度(2017年度)≫

近年の大型台風の上陸をはじめとした頻発する災害に対し、自らの安全を確保するために何ができるかをテーマに、メンバー自らが福祉避難所での避難体験を行いました。











## ≪令和元年度(2019年度)≫

障がい者の外出について、障がい当事者の視点で感じた困りごとなどを意見交換しました。障がい者自らが積極的にイベント等に参加するなど、障がいを身近なものとして認知する取り組みとして、河内音頭まつりに参加しました。





#### ≪令和2年度(2020年度)≫

第4期八尾市障がい者基本計画等の策定に向けて、障がい当事者や支援者の立場から、 日常生活における課題等やあるべき姿について、意見交換を行いました。

意見については、第4期八尾市障がい者基本計画等に反映するなど、実情に即した計画となるよう策定の段階から参画しました。

## 3. 障がい者福祉専門分科会意思疎通支援検討部会報告書

#### I 会議の概要

#### 第1回意思疎通支援検討部会

日時: 令和2年(2020年)8月25日(火)午後2時~

場所:八尾市水道局2階 第2会議室 内容:意思疎通支援の検討趣旨について

・意思疎通支援を検討する背景や趣旨等の説明

意思疎通支援に関する八尾市の現状について

・昨年度のアンケート結果、本市の事業内容及び近年の団体要望の概要 報告

#### 意見交換

・本市の意思疎通支援にかかる現状や課題についての意見交換

#### 第2回意思疎通支援検討部会

日時: 令和2年(2020年)9月25日(金)午後2時~

場所:八尾市水道局3階 第3会議室

内容:本市の意思疎通支援の課題とあり方等について

・本市の意思疎通支援にかかる課題整理から、あるべき姿や方向性の協 議

#### 第3回意思疎通支援検討部会

日時: 令和2年(2020年)10月20日(火)午後2時~

場所:八尾市水道局3階 第3会議室

内容:本市の意思疎通支援にかかる課題と方向性等についての報告書(案)について

・本市の意思疎通支援にかかる課題と方向性等の整理と報告書の協議

#### Ⅱ 八尾市の意思疎通支援にかかる課題と方向性等について

当部会にて議論された意思疎通支援にかかるめざすべき姿、方向性、課題及び主な改善策について、下記のとおり報告いたします。

#### 本市の意思疎通支援にかかる「めざすべき姿」

「障がいの有無にかかわらずあらゆる市民が、多様性を認めあい、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話ができる明るい社会」をめざします。

#### 意思疎通支援にかかる「めざすべき姿」の実現に向けた方向性

障がいがあることで意思疎通が困難であり、地域活動への参加等に消極的になる状況や、周囲に障がい者理解が浸透していないため配慮が不足している現状がある中で、障がい者が地域の中でさまざまな地域行事や地域活動に参加でき、充実した日常生活や社会生活を送るには、ICT等も活用しながら個々の状況に応じたコミュニケーション手段の選択肢の充実が求められます。

また、障がい者理解をはじめ、コミュニケーション支援自体の理解が、より一層、市民全体に広がるためには、さまざまな障がい当事者の意見をお聞きしながら、広く市民に啓発していく必要性を明らかにするために条例化も含めた検討が求められます。 具体的な方策としては、地域の中で、障がい者との交流する場の充実や子どもの頃から障がい者を理解する機会の充実が求められます。

とりわけ、さまざまな支援や配慮が必要な子どもが、周りの理解の中で充実した日常生活等を送るには、子どもどうしが直接、対話を図ることはもとより、多様なコミュニケーション手段の活用による地域全体での対話の拡がりが重要であり、コミュニケーション支援に関する学習機会の充実が求められます。

さらに、緊急時の支援について、災害時では、障がい者の避難支援の重要性がクローズアップされる中で、地域の避難訓練に障がい者が参加する機会が増えるとともに、多様な手法による情報提供等が可能な避難所運営が求められ、医療現場においても、医療機関にて、受付から受診、入院に至るまで、障がい者に寄り添った適切なコミュニケーション支援が求められます。

また、行政機関の窓口等でも、多様なコミュニケーション支援への対応が求められます。

## 当部会で議論された課題及び主な改善策

課題	主な改善策
障がい者の重度化・高齢化が進展する中、コミュニケーション手段が多様化している。	障がい者理解やコミュニケーション支援の理解にかかる地域での啓発活動の 実施。
近所で障がい者がどこに暮らしている か分からない。	障がい者が参加できる地域行事等の充 実、学校等の障がい者が普段生活してい る場所と地域との連携強化及び手話通 訳派遣などの実施。
障がい者が地域交流する場が少ない。	地域に障がい者、高齢者、子どもなどが 集うサロン等の設置。
ポストコロナを前提としたコミュニ ケーション手段の検討が必要である。	ICTの活用も含めた支援手段の普及促 進。
子どもの頃から障がい者理解にかかる 啓発が重要である。	学校による障がい理解教育の充実、学校 等と地域が連携した啓発活動の実施。
教育現場等でのコミュニケーション支援のニーズが多様化している。	障がいが多様化する中でのコミュニ ケーション支援に関する授業や実習の 充実。
コミュニケーション支援に関する学習 の機会が少ない。	自身のペースで学習が可能となるようなICTによる各種講座等の実施。
医療機関におけるコミュニケーション 支援が困難である。	医療機関にてICTを活用した支援手段の 充実。
災害時における情報収集が困難である。	地域の避難訓練等への手話通訳派遣な どの実施及び避難所での多様な手法に よる情報発信や個別相談に対応できる 障がい者用のブースの確保。
市の窓口等で点字等ができる職員が不 足している。	職員研修の実施とICTを活用した窓口対 応の実施。

### 4. 地域自立支援協議会からの意見

#### 第6期八尾市障がい福祉計画等策定に関する意見書

八尾市地域自立支援協議会

#### 課 題

#### 日中事業関係

- ○重度化・高齢化、災害時に対応できる事業所の施設・設備への支援
- (日中事業の多くは小規模で余裕のある部屋・空間がないため、行動障害への個別対応や災害時の緊急支援が 困難となっている。必要な支援が可能となる建物・設備への支援が必要である)
- ○重度者支援にむけた基幹相談支援センターを軸とした事業所間連携や、地域生活支援 拠点でのネットワークづくりの推進
- (利用者の障害の多様化・重度化等による課題が増えているが、事業所だけで抱え込むことのないよう、基幹 相談支援センターや他事業所との連携を進めてゆく必要がある)
- 〇生活介護事業所への看護師確保への支援
- (利用者の障害の重度化や高齢化に伴い看護師配置の必要性は増加している。しかし、人件費が高い上に人材 確保が困難となっているため、配置できていない現状がある。看護師確保にむけた調整機能を行政機関が進 める必要がある)
- 〇人材育成や事業所の質の向上にむけた研修会への支援
- (事業所や人材の質の向上につながる研修は自立支援協議会が担っており、事業所からの評価は大きい。 今後 の充実にむけて、行政による一層の支援が必要である)
- ○運営安定にむけた日額制の改善と人材確保への支援
- (日額制によって事業所運営や人材確保の困難が生じている。コロナ禍での利用抑制によって運営はさらに 不安定となり、国への制度改善を求めると共に、支援策を講じる必要がある)

#### 入所施設・GH関係

- ○地域生活してきた人の家族介護が困難になった場合の暮らしの場の確保(入所施設・GH の増設と利用への支援)
- (家族介護によって地域生活を維持してきた人が、介護者の高齢化により暮らしの場の見通しが立たない状 況が発生している。既存施設への入所支援と共に、入所施設・GH等の増設が求められる)
- ○介護施設では困難な高齢障がい者の暮らしの場の検討・設置(高齢障がい者に配慮した入 所施設等の暮らしの場)
- (高齢期の知的・精神障がい者等への支援は介護保険施設では困難であり、高齢障がい者に配慮した入所施設 等の暮らしの場について、公民共同での検討の場を設ける必要がある)
- ○GH増設のための人材確保への支援
- (GH増設が人材難のため困難になっている。支援内容に比して労働条件が厳しく、その要因は日額制と報酬 の低さにある。GH増設の必要性が高い中で、人材確保にむけた支援が求められる)
- 〇GHの日中支援に対する報酬の確保
- (暮らしの場の支援は365日であり、病気等による終日の支援も必要だが、報酬が平日や土・日の日中が除外 されている中で、コロナ禍で日中支援のニーズは増大している。平日や土・日の日中支援が報酬対象となる よう、国に制度改善を求める必要がある)

#### 地域生活関係

- ○介護保険優先ではなく、支援を継続できる仕組みの構築 (65歳を境に介護保険に移行して支援が変わることは、連続している生活の安定性に多大な影響を与える。介 護保険優先の制度においても個別事情を十分勘案し、本人の生活に支障が生じることのないよう支援が継 続される必要がある)
- ○利用ニーズはあっても応えられないヘルパー不足の改善
- (居宅支援等の利用ニーズは増大しているが、ヘルパー不足や定着の悪化によって利用ニーズに対応できな い現状がある)
- ○家族介護に依存しない障がい者の自立のための支援(家族が担っている役割の代替機能の検討) (長期の家族介護によって、障がい者の自立が阻害されてきた面があるとはいえ、家族は医療方針や治療方 法、入院付き添い、サービス事業所の選択など多くの役割を担っている。そういった役割の代替機能の検討 が求められている)
- ○地域生活を支える短期入所事業所の増設
- (家族の加齢化と共に、生活を維持するために短期入所の利用は増大している。家族の疾病等によって、長期 利用となる事例も増加している。短期入所の稼働率のアンバランスの改善と共に、短期入所事業所の増設が 求められる)
- ○精神障がい者の退院促進にむけた社会資源の整備
- (病院から地域生活への移行が課題となっているが、暮らしの場を含めて社会資源の不足があり、円滑には進 んでいない。早急に社会資源の整備が求められる)

課題

#### 児童関係

- ○障がい児の短期入所事業所の増設
- (障がい児の短期入所先は市内に1カ所しかなく、利用ニーズに応えられる状況にはないため、増設が求められる)
- ○医療的ケア児を支援する事業所の増設
- (医療的ケア児の支援先は増えてきたとはいえ、絶対数が不足しているため、増設が求められる)
- 〇医療的ケア児の短期入所事業の実施
- (医療的ケア児が利用できる短期入所先は市内には皆無である。家族のレスパイトを含めて、医療的ケア児の 短期入所の開設が求められる)
- ○児童発達支援・放課後等デイサービスの質の向上への支援
- (児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は増大しているが、"発達支援"を軸にした支援内容が求められている。そうした内容や質の向上にむけた研修等への支援が求められる)

# 5. 障がい者に関する統計データ

#### (1) 障がい手帳所持者

#### ◆手帳所持者数の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人口	人	268, 755	268, 013	267, 080	266, 593	265, 908
手帳所持者数	人	15, 462	15, 757	16, 159	16, 253	16, 461
対人口構成比	%	5. 8	5. 9	6. 1	6. 1	6. 2

### ◆八尾市の手帳所持者数と対人口構成比【令和元年度(2019年度)】

	単位	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	合計
所持者数	人	10, 628	2, 906	2, 927	16, 461
対人口構成比	%	4. 0	1. 1	1. 1	6. 2

<sup>※</sup> 対人口構成比は令和2年(2020年)3月31日現在の本市の人口(265,908人)に対する手帳所 持者の比率

#### (2) 身体障がい児者

#### ◆年齢階層別身体障がい者手帳所持者数の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
満 18 歳	所持者数(人)	182	176	161	157	160
未満	構成比(%)	1. 7	1. 6	1. 5	1. 5	1. 5
満18歳	所持者数(人)	10, 686	10, 676	10, 807	10, 618	10, 468
以上	構成比(%)	98. 3	98. 4	98. 5	98. 5	98. 5
合計	所持者数(人)	10, 868	10, 852	10, 968	10, 775	10, 628
	構成比(%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

# ◆身体障がい者手帳所持者数の障がい等級別の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
1 4TL	所持者数(人)	3, 158	3, 193	3, 247	3, 226	3, 203
1級	構成比(%)	29. 1	29. 4	29. 6	30. 0	30. 1
O. ≼₩	所持者数(人)	1, 873	1, 856	1, 861	1, 804	1, 766
2級	構成比(%)	17. 2	17. 1	17. 0	16. 7	16. 6
3 級	所持者数(人)	1, 818	1, 757	1, 789	1, 708	1, 676
る秘	構成比(%)	16. 7	16. 2	16. 3	15. 8	15. 8
A &E	所持者数(人)	2, 669	2, 652	2, 653	2, 608	2, 566
4級	構成比(%)	24. 6	24. 4	24. 2	24. 2	24. 1
5 級	所持者数(人)	613	625	637	635	632
J 利奴	構成比(%)	5. 6	5. 8	5. 8	5. 9	6. 0
6級	所持者数(人)	737	769	781	794	785
0 极	構成比(%)	6. 8	7. 1	7. 1	7. 4	7. 4
스타	所持者数(人)	10, 868	10, 852	10, 968	10, 775	10, 628
合計	構成比(%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

# ◆身体障がい者手帳所持者数の障がい部位別の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
視覚障がい	所持者数(人)	812	805	817	783	788
祝見牌 がい	構成比(%)	7. 5	7. 4	7. 4	7. 3	7. 4
聴覚・音声	所持者数(人)	1, 130	1, 144	1, 162	1, 140	1, 122
・言語障がい	構成比(%)	10. 4	10. 5	10. 6	10. 6	10. 6
肢体不自由	所持者数(人)	6, 008	5, 943	5, 925	5, 699	5, 549
胶体不自由	構成比(%)	55. 3	54. 8	54. 0	52. 9	52. 2
内部障がい	所持者数(人)	2, 918	2, 960	3, 064	3, 153	3, 169
	構成比(%)	26. 8	27. 3	28. 0	29. 2	29. 8
스타	所持者数(人)	10, 868	10, 852	10, 968	10, 775	10, 628
合計	構成比(%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

# (3)知的障がい児者

#### ◆年齢階層別療育手帳所持者数の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
満18歳未満	所持者数(人)	842	891	963	1, 024	1, 085
	構成比(%)	34. 3	34. 7	35. 9	36. 6	37. 3
満18歳以上	所持者数(人)	1, 610	1, 676	1, 717	1, 770	1, 821
満 I O 蔵 以 上	構成比(%)	65. 7	65. 3	64. 1	63. 4	62. 7
Δ≞⊥	所持者数(人)	2, 452	2, 567	2, 680	2, 794	2, 906
合計	構成比(%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

#### ◆療育手帳所持者数の障がい程度別の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	単位	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
A(重度)	所持者数(人)	1, 092	1, 091	1, 099	1, 106	1, 121
A(里皮)	構成比(%)	44. 5	42. 5	41. 0	39. 6	38. 6
B 1 (中度)	所持者数(人)	522	542	557	588	617
口1(甲皮)	構成比(%)	21. 3	21. 1	20. 8	21. 0	21. 2
B 2(軽度)	所持者数(人)	838	934	1, 024	1, 100	1, 168
日2(牲及)	構成比(%)	34. 2	36. 4	38. 2	39. 4	40. 2
	所持者数(人)	2, 452	2, 567	2, 680	2, 794	2, 906
合計	構成比(%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

# (4)精神障がい児者

#### ◆精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
1 級	所持者数(人)	184	202	214	205	217
1 利奴	構成比(%)	8. 6	8. 6	8. 5	7. 6	7. 4
2級	所持者数(人)	1, 498	1, 606	1, 668	1, 715	1, 828
∠ 救久	構成比(%)	69. 9	68. 7	66. 4	63. 9	62. 5
3 級	所持者数(人)	460	530	629	764	882
る版	構成比(%)	21. 5	22. 7	25. 1	28. 5	30. 1
合計	所持者数(人)	2, 142	2, 338	2, 511	2, 684	2, 927
	構成比(%)	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

#### (5) 自立支援医療(精神通院)受給者

#### ◆自立支援医療(精神通院)受給者の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
受給者数	人	4, 454	4, 700	4, 436	5, 252	5, 557

### (6)難病患者

#### ◆難病患者の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
総数	申請件数	1, 984	2, 173	2, 252	2, 116	2, 138
うち新規申請	(件)	215	239	309	314	316

<sup>※</sup>平成30年度からの中核市移行に伴い、保健所の所管が本市に移行されました。なお、総数は新規申請件数と更新申請件数の合計数となっています。

#### (7) 在宅の重症心身障がい児者

#### ◆在宅の重症心身障がい児者の推移

	単位	平成30年(2018年) 7月時点	令和元年(2019年) 7月時点	令和2年(2020年) 7月時点
総数		196	185	201
うち障がい児数	人	53	45	54

※本計画における「重症心身障がい児者」とは、身体障がい者手帳の1・2級と療育手帳(A)の交付を受けた者(児童)とします。

# 6. アンケート調査の実施概要

#### (1)調査目的

「第4期八尾市障がい者基本計画、第6期八尾市障がい福祉計画・第2期八尾市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい当事者及び障がい福祉サービス事業所を対象に「障がい福祉」に対する考えや意見、サービス利用状況等を把握し、今後の方策等を検討するためのアンケート調査を実施しました。

#### (2)調査設計

	市民アンケート調査	事業所アンケート調査		
却本为各	八尾市在住の手帳所持者のうち、	市内障がい福祉サービス事業所に		
調査対象	男女3,000人を無作為抽出	対して、268事業所に送付		
調査方法	配布・回収ともに郵送	電子メール		
<del></del>	令和2年(2020年)1月9日から	令和2年(2020年)2月21日から		
調査期間	同年 1月31日まで	同年 3月2日まで		

#### (3)回収状況

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回答率
市民調査	3,000件	1, 294 件	43. 1%	1, 286 件	42. 9%
事業所調査	268 件	164 件	61. 2%	164 件	61. 2%

# (4)調査項目(概要)

#### 〇市民アンケート調査

18 歳以上	18 歳未満
あなたやご家族について	あなたやご家族について
障がいの状況について	障がいの状況について
障がい福祉サービス等について	障がい児支援等について
仕事について	日中の過ごし方と進路について
保健・医療について	保健・医療について
災害への対応について	災害への対応について
地域での暮らしについて	地域での暮らしについて
人権について	人権について
将来について	対象児童の介助について
日常生活の介助について	八尾市の障がい者施策について
八尾市の障がい者施策について	

#### ○事業所アンケート調査

- ・事業所の概要について
- ・障がい福祉サービスの提供実績と今後の提供見込について
- ・障がい児支援の提供実績と今後の提供見込について
- ・サービス等の質の確保に関して力を注いだことについて
- ・今後の新規参入や定員増、その時期等について
- ・サービスを実施する中での課題について
- ・障がい者・児の地域生活支援について
- ・障がい福祉計画の策定や障がい福祉サービスの提供等について

# 7. 用語集

	用語	用語解説
あ行	ICT	"Information and Communication Technology"の略称で、
		これまでIT(Information Technology)が同義で使われてき
		ましたが、国際的にはITに"Communication(コミュニケー
		ション)"を加えたICT(情報通信技術)が定着しています。
	アクセシビリティ	アクセスのしやすさのことをいいます。情報やサービスな
		どがどれくらい利用しやすいか、特に、障がい者や高齢者な
	_	どが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すものです。
	アンテナショップ	一般的には消費者の動向を知る目的でメーカーが直営する
		店を指します。本計画では、作業所製品の販路拡大と施設等
		における生産活動の活性化を図る店舗をいいます。
	一般就労	「労働基準法」及び「最低賃金法」に基づく雇用関係による
		企業への就労をいいます。
	<b> 移動支援事業</b> 	地域生活支援事業の一事業で、屋外での移動が困難な障が
		いのある人に対して、ガイドヘルパーを派遣するなど、外出
		のための支援を行います。
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管
		栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為
		を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ん
	A	でいます。
	インクルーシブ	「包み込む」、「包含する」という意味で、障がいのある人も
		他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、
		必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会
		資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社
	NDO	会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。
	NPO	NPOは、「Nonprofit Organization」の略。医療、福祉、
		環境、文化、まちづくりなどの多様な分野において、営利を目     的とせず、社会的使命を意識して活動するボランティア団体
		的とせり、社会的使のを息識して冶動りるホブファイア凶体
		PO法)の認証を受けた宗教・政治活動以外の交易のために
		活動する団体を「NPO法人」(特定非営利活動法人)といい
		ます。
	大阪あんぜん・あん	民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者、障がい者、外国人、
	人版めんせん・めん   しん賃貸住宅登録制	子育て世帯等住宅確保要配慮者が円滑に入居できるよう、住
		宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録、
	度	及び登録情報の提供等を行うものです。
か行	ガイドヘルパー	主に、障がい者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き
" "	,	添いを専門に行うホームヘルパーのことです。重度の視覚障
		がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神
		障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活
		動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必
		要とする場合に派遣されます。
		x = , = x = , mx = 1.0.70

	用語	用語解説
	きょうだい児	病気や障がいのある子どものきょうだいを「きょうだい児」
		といいます。
	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の
	• • •	援助を行います。
	合理的配慮	障がいの有無にかかわらず平等を基礎としてすべての人権
		及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するため
		の必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合におい
		て必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の
		負担を課さないものをいいます。 ###において大塚も必要しまるようの生活圏やし即即 <i>に</i> お
	コミュニティソー	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係な どを重視した援助や、地域を基盤とした支援活動と支援を必
	シャルワーカー	こを単代した援助や、地域を基盤とした文張石動と文張を必    要とする人を結びつけるなど、行政や各種団体と連携・協働
		しながら解決を図るなどの活動を行う専門知識を有する人の
		ことです。
さ行	社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で
		障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他
		一切のもののことをいいます。
	手話・点訳・音訳・要	手話・点訳・音訳・要約筆記の方法を習得した者であって、
	約筆記の奉仕員	社会奉仕の精神をもって、障がい者のコミュニケーションの
		支援を行う者のことをいいます。
	障害者基本法 	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにす
		C、基本達感を定め、国・地方公共団体寺の負荷を明らかに9     るとともに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施
		策を総合かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を促進
		することを目的としています。
	障害者権利条約	障がい者固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会
		への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障される
		べき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人
		権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締結国がと
		ること等を規定しており、国は平成19年(2007年)に署名し、
	陪宝老纷合士授法	平成26年(2014年)に批准しました。 「障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援する法
	障害者総合支援法 	「障害者の日帝王冶及ひ社云参加を総古的に文援する法     律」が正式名称です。障がい者等が基本的人権を享有する個
		人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むこ
		とができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地
		域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、以って障がい
		者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわら
		ず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことので
		きる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年
	<b>萨中老盾火平生华华</b>	(2013年) 4月に施行されました。
	障害者優先調達推進   <sub>・・</sub>	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 等に関する法律」が正式名称です。国や地方公共団体等によ
	<b>  法</b> 	寺に)  する法律」が正式名称です。国や地方公共団体寺によ     る障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、
		障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事
		項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物
	<u> </u>	THE RESIDENCE OF THE PROPERTY

	田哥	□ = T AJ = H
	用語	用語解説
		品等に対する需要の増進を図ることを目的として、平成25年
	n	(2013年) 4 月に施行されました。
	<b> 障がい福祉サービス</b>	障害者総合支援法が定める障がい者や難病患者が対象の福
		社サービスのことをいいます。 
		給付の種類は介護給付と訓練等給付の2区分に分かれ、
		サービスの系統は訪問系サービス、日中活動系サービス、居 住系サービスの3区分に分かれています。
	ジョブコーチ	性ポリーにへのる区分に分かれています。 障がい者が職場に適応することを容易にするために援助を
	ショノコーナ 	障かい有か戦場に適心することを谷易にするために援助を
		11 17人のことをいいより。ショシューナが派遣されることに     より、職業習慣の確立や障がい特性に関する理解促進などの
		より、職業自員の確立で障がい特任に関する理解促進などの
		が図られます。
	 自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身
	一一一小小杯	日立した日帝工名で社会工名がくどるよう、
	 自立支援協議会	相談事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステム
	一一人!&!!!!!!!!!!!	づくりのために、中核的な役割を果たす協議の場として設置
		する組織をいいます。
	新型コロナウイルス	国際正式名称は「COVID-19」(coronavirus disease 2019)
	感染症	で令和元年(2019年)に発生した感染症のことをいいます。ヒ
	· 冰木沚	ト・ヒト間での感染が認められており、多くの場合、無症状ま
		たは発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状を
		伴う軽症ですが、重症になると呼吸困難を伴う肺炎や敗血症、
		多臓器不全等を伴います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護
		等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供しま
		す。
	成年後見制度	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的・精神障がい者
		などが契約の締結や費用支払などの財産管理、施設や介護
		サービスの選択などの療養看護についての契約などの法律行
		為を行うことが困難な場合に、後見人などを選任することに
		より、これらの人を支援する制度です。
た行	短期入所	利用者の休息及び介護者の休息、負担軽減、きょうだい児
		支援などの理由により、短期間の入所が必要な人に対して、
		入浴、排泄、食事、夜間における介護などを行います。
	地域活動支援セン	地域生活支援事業の一事業で、施設において創作的活動や
	ター	生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のことを
		いいます。
	地域生活支援事業	障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、地域
		の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟に提供する事
	1445 <i>55</i>	業であり、市町村及び都道府県が実施主体となります。
	地域包括ケアシステ	高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮
	ム	らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を
		一体で提供することをめざすものです。今後は増加する認知   
		症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割と     たります
		なります。

	用語	用語解説
	特別支援教育	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて
		適切な教育的支援を行うことをいいます。
	トライアル雇用	有給の短期の施行雇用のことをいいます。事業主の障がい
		者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進するこ
		とをめざしています。
な行	日中一時支援事業	地域生活支援事業の一事業で、障がい者(児)の家族の就労
		支援や一時的な休息などを事由に障がい者(児)が日中に過
		ごす場づくりを行います。
	認定こども園	幼稚園と保育所(園)の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育 を一体的に提供する施設のことをいいます。また、地域の子
		を
は行	 発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、
10/11	九是畔 <sup>为"</sup> ()	学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)な
		どの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現
		するものとされています。
	パブリックコメント	市の政策を決めるときに、その原案を市民に公表し、市民
		からの意見を求める手続きのことをいいます。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)
		となるものを除去することをいいます。段差等の物理的障壁
		の除去と、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社
		会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味の両
		方があります。
	ピアカウンセリング	障がい者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の
		障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ることをいいます。
	<b>」避難行動要支援者名</b>	平成25年(2013年)6月の災害対策基本法の一部改正によ
	簿	り作成が義務付けられた、高齢者、障がい者等の災害発生時
		において特に配慮を要する人 (要配慮者) のうち、避難等に特 に支援を要する人の名簿のことをいいます。
	 福祉的就労	に又張せ安する人の石海のことをいいよす。 保護的な環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲
	T田工工工工工	R設的な環境で仕事を行うことにより、働くことへの意味
		支援を提供する就労形態のことです。
	ヘルプマーク・ヘル	ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部
	プカード	障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわか
	· ···	らなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に
		配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすく
		なるよう、作成されたマークです。
		ヘルプカードは、障がい者等の連絡先や障がい特性、支援
		してほしい内容等が記載でき、障がい者等が普段から身につ
		けておくことで、緊急時や災害時等で困ったときに、周囲の
		配慮や手助けを得やすくなるための目的で作成されたカード
	<b></b>	のことです。
	放課後児童室 	保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を
		対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊びおよび
		生活の場を与えるために設置しているものです。

	用語	用語解説
	法定雇用率	事業主に義務づけられた雇用している労働者に占める、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の合計数の割合のことをいいます。
	ホームヘルパー	居宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行う者のことをいい ます。
	ボランティア	社会福祉の場において、無償性、善意性、自発性に基づいて 技術援助、労力提供等を行う民間奉仕員のことをいいます。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間ボランティアであり、担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、児童委員を兼ねています。  児童委員は、児童福祉法に基づき、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
や行	やおっこファイル	「やおっこファイル」は、障がいのある子どもたちの生育 歴やコミュニケーションの特徴、接し方の工夫、日常生活で の援助方法などが記載できるファイルです。
	要約筆記	聴覚障がい者、とりわけ中途失聴等で第1言語を手話としない人に対する情報提供を行うため、所定の講習を受けた要約筆記奉仕員が、会議や催し物での発言内容を要約し文字として伝えることをいいます。パソコンとプロジェクターを用いて、会場内に設置したスクリーンに映し出して実施されています。
ら行	ライフスタイル	生活の様式、生活の営み方のことで、その人の人生観や価 値観、習慣などを含めた個人の生き方のことをいいます。
	ライフステージ	人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・壮年期など に区切った、それぞれの段階のことです。
	レスパイト	主に介護を必要としている人をもつ家族が、一時的に一定 の期間、介護から開放され心身の疲れを回復し自由時間を確 保するための休息、休養のことをいいます。
わ行	ワークショップ	全体による意見交換だけでなく、視察体験や小グループによる議論、提案をまとめて発表するなどの方法により、一人ひとりが自由に意見を言える住民参加の手法のことをいいます。

# 第 4 期 八 尾 市 障 が い 者 基 本 計 画 令和3年度 (2021年度) ~令和10年度 (2028年度)

令和3年(2021年)3月 発行 編集・発行 八尾市地域福祉部障がい福祉課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 TEL (072) 924-3838 直通 FAX (072) 922-4900 Eメール syougai@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページ http://www.city.yao.osaka.jp/

刊行物番号 □□□□